

松伏町第2期地域福祉計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

松 伏 町

はじめに

本町は、2019年4月に町制50周年を迎え、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を目標とする「松伏町第5次総合振興計画」を上位計画として「松伏町地域福祉計画」を策定し、町民の皆様や松伏町社会福祉協議会、事業者の方等と連携し、それぞれの役割に基づきながら地域福祉の向上に努めてまいりました。

しかしながら、昨今の急激な少子高齢化、人口減少や80代の高齢の親が50代の子どもの生活を支える「8050」（ハチマルゴーマル）問題、そして介護と育児に同時に直面するダブルケア、さらに町民同士のつながりの希薄化による社会的孤立等、社会情勢の変化によって町民の皆様が抱える生活課題は多様化、複合化してきており、行政による対応のみでは皆様のニーズに十分には対応できない状況や課題も生じております。

このような刻々と変化していく社会情勢を踏まえ、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、町民の皆様や行政、地域、各関係機関が協働・連携し、福祉の課題を地域全体で支え合うまちづくりの指針となる「松伏町第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたりましては、前計画の将来像である「みんなで参画し、お互いに支え合う、誰にでもやさしいまち」を引き継ぎ、その実現に向け、誰もが地域で役割を持ち、誇りを持って生活できるまちづくりを更に推し進めていきたいと考えております。

結びにあたり、本計画策定にご尽力をいただきました第2期地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、本計画策定の過程において貴重なご意見や提言をいただきました多くの町民の皆様に対して厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

松伏町長 鈴木 勝

目 次

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の目的	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉計画の位置づけ	2
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9

第2章 地域福祉をめぐる本町の現状

1 本町の特徴	10
2 地域福祉の担い手	17
3 地域活動団体の意向の把握	23
4 第1期計画における取組の概要	24
5 地域福祉をめぐる本町の状況	28

第3章 施策体系

1 将来像	29
2 基本目標	29
3 施策体系	30

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 参画する地域づくり	31
基本目標2 支え合う地域づくり	34
基本目標3 安心する地域づくり	36
基本目標4 包括的な地域づくり	39

第5章 計画の進行管理

1 計画・事業の周知	42
2 計画の実施状況の点検・評価	42

資料編

1	松伏町の健康・福祉サービス	43
2	松伏町社会福祉協議会が行う町民支援事業等	52
3	策定の経過	57
4	松伏町地域福祉計画策定委員会設置要領	58
5	松伏町第2期地域福祉計画策定委員名簿	59

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の目的

人口減少社会が到来し、少子高齢化が深刻化する中、核家族化や共働き世帯の増加等価値観やライフスタイルの変化もあり、地域のつながりの希薄化が見受けられます。また、児童や高齢者等への虐待、引きこもり、生活困窮世帯¹の増加等、従来の福祉制度の狭間や各分野を横断する社会問題が顕在化しています。

一方、自然環境に目を向けると、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨等、近年は大規模な自然災害が全国各地で多発している状況が見受けられます。このような災害時においては、特に避難や復旧・復興の各状況において、近隣関係の親密度合いの大切さを再認識させられています。

また、本地域福祉計画を規定する「社会福祉法」においては、「地域包括ケアシステム²の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月公布）により、様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野の連携、制度の狭間の課題への対応の在り方、生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備等、包括的支援体制の整備に関する事項が追加されました。

このような動きを踏まえ、本町では、平成27年3月に策定した「松伏町地域福祉計画」を基本としつつ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応する「松伏町第2期地域福祉計画」を定めるものです。

¹ 生活困窮者、生活困窮世帯：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人・世帯。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

² 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことをいう。本町においても、地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、構築に向けた取組が行われている。

2 地域福祉とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体等による支え合いの取組等を相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応じていくものです。

3 地域福祉計画の位置づけ

(1) 根拠法令

地域福祉計画は、市町村が行政計画として策定するもので、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項（前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）」を計画に位置づける必要があります。

◇社会福祉法（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

◇社会福祉法の一部改正について（第5期埼玉県地域福祉支援計画より抜粋）

（改正の内容）

- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（以下、「地域力強化検討会」という。）による中間とりまとめ（平成28年12月26日を踏まえた「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布されました。
- この法律には、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進等を新たに規定した社会福祉法の一部改正が含まれており、平成30年4月1日施行となっています。

【社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要】

（1）「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定

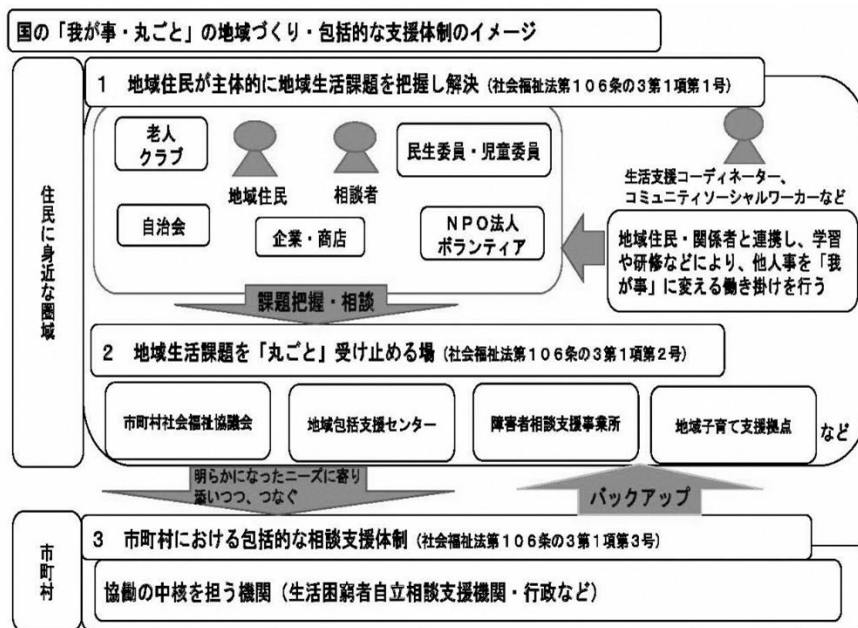
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

（2）（1）の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

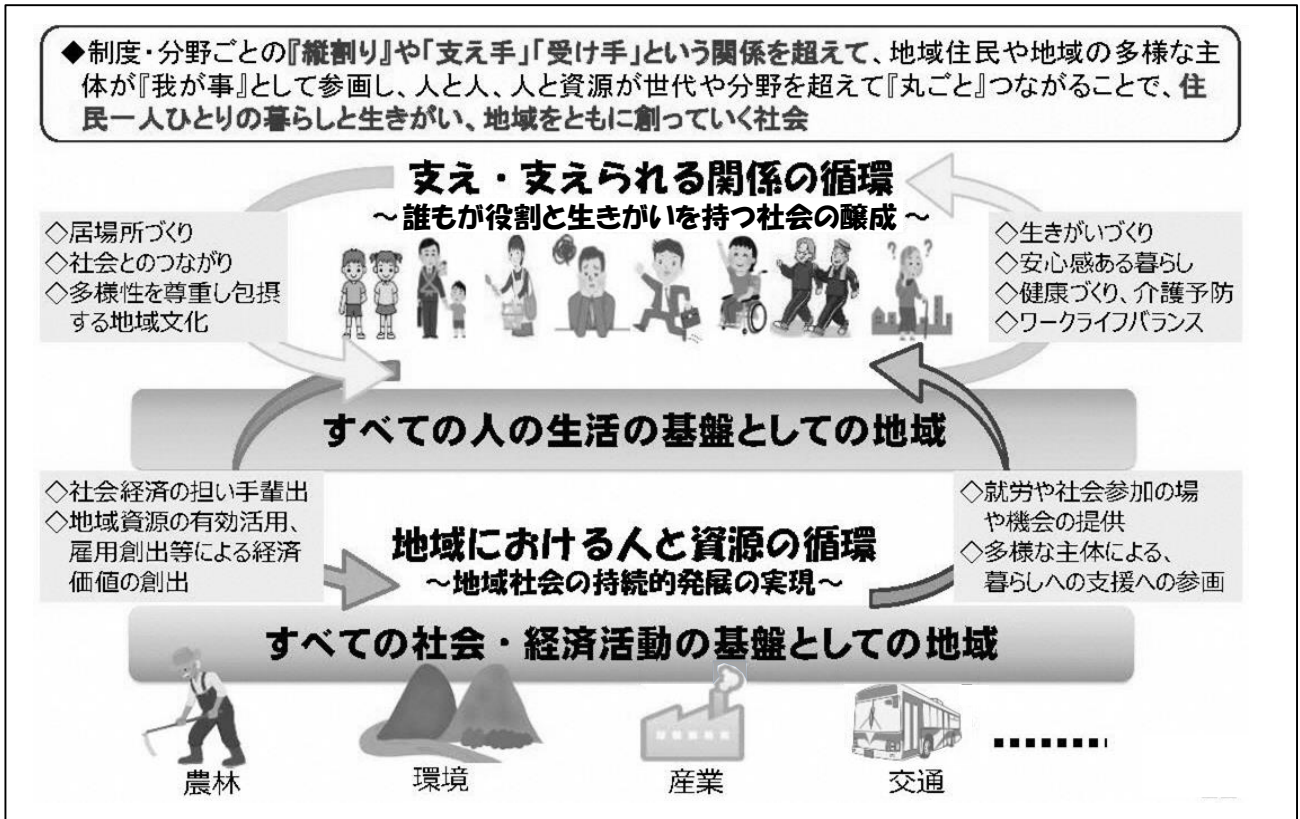
（3）地域福祉計画の充実（都道府県地域福祉支援計画も同様）

- 市町村地域福祉計画の策定の努力義務化
- 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
- 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載



平成29年3月2日 厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議の資料を参考に作成

◇地域共生社会とは

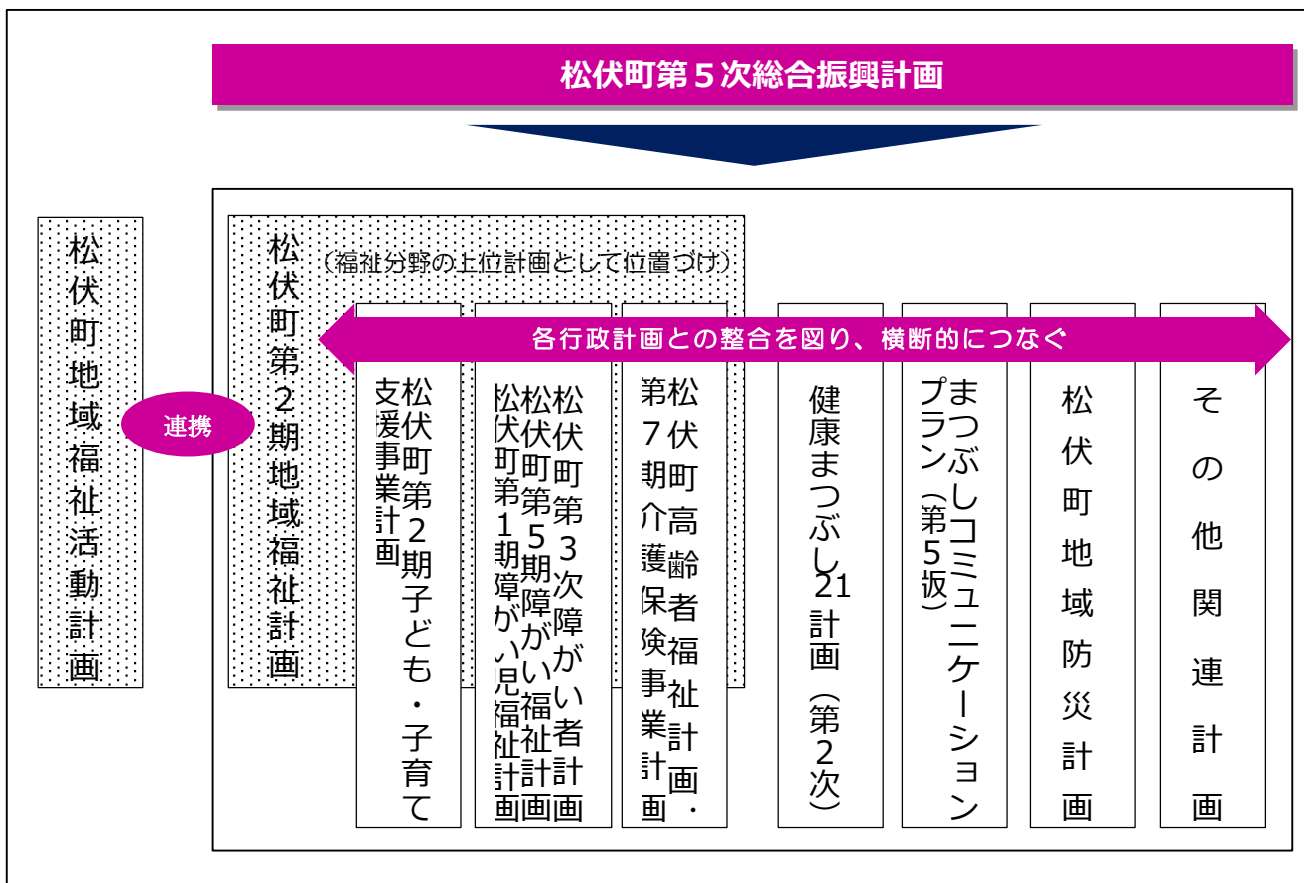


資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ（概要）より

(2) 他計画との関係

松伏町地域福祉計画は、松伏町第5次総合振興計画を上位計画とし、福祉分野の高齢・障がい・子どもの各計画の上位計画として整合を図るとともに、各計画の狭間にあたるケースや横断的に取り組むことが必要なケースに対応すべく基本となる取組等を位置づけ、さらに、他分野・関連計画とも整合・連携を図り、地域福祉の推進を図る計画です。

◇他計画との関係



○松伏町第5次総合振興計画

〔基本構想：平成26年度(2014年度)～令和5年度(2023年度)〕
 〔後期基本計画：平成31年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)〕

松伏町第5次総合振興計画は、町の将来像を「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」と定め、7つのまちづくりの目標(主要施策)と併せ、2つの重点戦略として「人口増を目指す戦略」と「定住化を進める戦略」を位置づけ、本町の更なる発展を目指すものです。

後期基本計画は、基本構想に定めた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、基本方針と成果指標、個別の施策を体系的に示すもので、前期基本計画の成果を引き継ぎ、よりきめ細かい行政サービスを実現できるよう、各分野の施策を更新しています。

<将来像>

「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」

<7つのまちづくりの目標>

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

○松伏町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度))

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画であり、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画となるものです。また、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画として、今後3年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応するサービス基盤の整備計画でもあります。

<基本理念>

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

<基本目標>

- (1) 高齢者福祉施策の充実
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 地域支援事業の推進
- (4) 地域包括ケアシステムの構築

○松伏町第3次障がい者計画・松伏町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

第3次障がい者計画 : 平成27年度(2015年度)～令和2年度(2020年度)
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 : 平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)

障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定する計画です。

障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定める計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制や障害児通所支援等に関して定めた実施計画として位置付けられます。

<基本理念>

生きがいを持ち、自立した生活と一人ひとりを大切にすることができるまち

○松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画

(計画期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また「松伏町次世代育成支援地域行動計画」及び「松伏町放課後子ども総合プラン行動計画」を統合した計画として、本町における質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の更なる充実等に向けて定めています。

<基本理念>

子どもいきいき、家族にこにこ、みんなが育つ、地域(まち)づくり

<基本目標>

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

○健康まつぶし21計画(第2次)

(計画期間：平成31年度(2019年度)～令和10年度(2028年度))

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」に、「食育推進計画」、「歯科保健推進計画」を加え一体的に策定した計画です。町民が健康づくりの主役となり、地域と行政が協働で健康づくりに取り組むことにより基本理念の実現を目指しています。

<基本理念>

みんなですすめる健康づくり からだも心も健康いきいき笑顔あふれる松伏町

<基本目標>

基本目標1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

基本目標2 生活習慣病の発症予防(生活習慣の改善)と重症化予防の徹底

基本目標3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

基本目標4 健康を支え、守るための社会環境の整備

○まつぶしコミュニケーションプラン(松伏町男女共同参画基本計画：第5版)

(計画期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられる計画であり、男女の人権が尊重された住みやすい男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に推進していくための計画です。なお、「松伏町配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」及び「松伏町女性活躍推進基本計画」を含む一体の計画として策定しています。

<基本理念>

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担の解消
- 3 政策又は法律立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 国際的な協力
- 6 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

<基本目標>

- 目標1 意識改革の推進（男女平等の意識をはぐくむ）
- 目標2 男女共同参画の環境づくり（家庭や地域を男女が共に支え合う）
- 目標3 男女共同参画の推進（あらゆる分野に男女が共に参画する）
- 目標4 暴力のない社会づくりの推進

【松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】

○松伏町地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、町や防災関係機関が行うべき災害予防計画や災害応急対策計画、災害復旧復興計画を定めています。

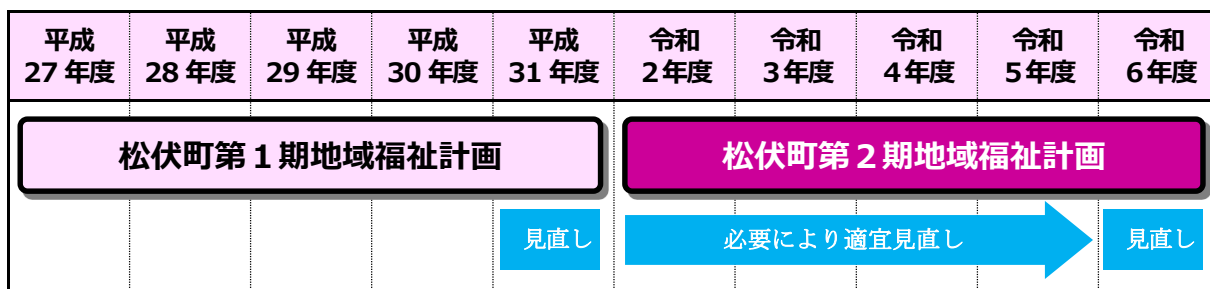
（令和2年度に計画の見直しを行う予定）

<計画の効果的な推進>

- 1 自助・共助・公助による取組の推進
- 2 要配慮者への支援
- 3 男女共同参画の視点
- 4 広域的な視点
- 5 人的ネットワークの強化
- 6 計画の効果的推進に向けた取組

4 計画の期間

地域福祉計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。



5 計画の策定体制

地域福祉計画の策定は、松伏町地域福祉計画策定委員会で意見を聴取しながら、松伏町地域福祉計画推進連絡協議会により関係部局と連携して進めました。

地域福祉計画の推進については、関係部局間の連携を強化し、効率的な事業実施を行うものとします。また、「松伏町地域福祉計画策定委員会」や「松伏町地域福祉推進連絡協議会」で定期的に点検及び評価を行い、推進方策の見直し等を検討する等、効果的な進捗管理を行うものとします。

(1) 松伏町地域福祉計画策定委員会

各種団体の代表者等の委員で構成し、計画の策定、計画に基づく事業の進捗管理、点検及び評価並びにその他計画推進に関する事項について意見聴取を行います。

(2) 松伏町地域福祉計画推進連絡協議会

地域福祉計画推進施策等に関係する課と松伏町社会福祉協議会事務局で構成し、庁内の推進組織として、計画の策定、推進と事業間の連携調整を行います。

(3) パブリックコメント¹の実施

地域福祉計画の策定に当たり、広く町民から意見を求めるため、松伏町町民意見反映手続制度実施要綱に基づき、令和2年2月23日から令和2年3月23日までパブリックコメントを実施しました。

- ・ 募集方法：町ホームページへの掲載により周知
- ・ 対象：町内在住または在勤・在学の方
- ・ 募集期間：令和2年2月23日（日）～令和2年3月23日（月）
- ・ 閲覧場所：町ホームページ、役場1階情報閲覧コーナー、中央公民館図書室、北部サービスセンター、多世代交流学習館図書コーナー
- ・ 実施結果：募集期間内に寄せられた意見はありませんでした。

¹ パブリックコメント：公的な機関が規則あるいは命令等の類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案等を求める手続きのこと。

第2章 地域福祉をめぐる本町の現状

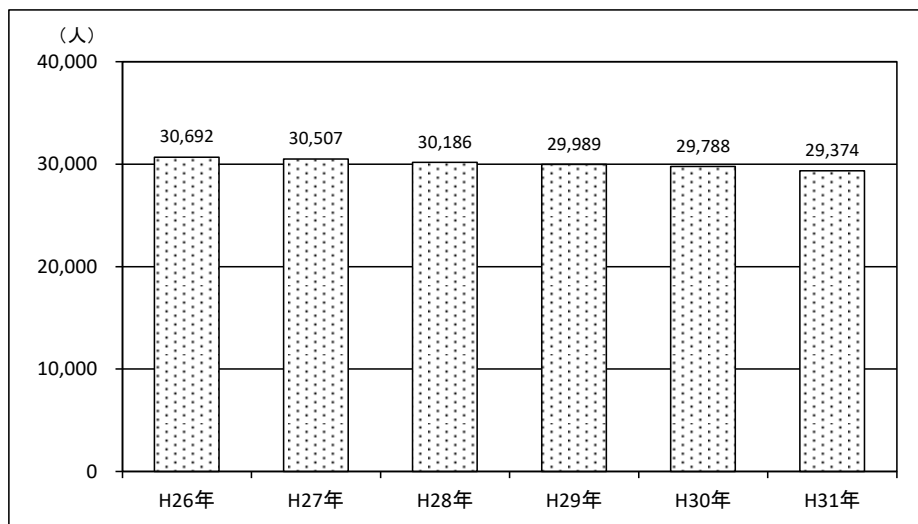
1 本町の特性

(1) 人口

本町の総人口は年々減少傾向にあり、平成31年4月1日現在29,374人で、平成26年の30,692人から1,318人の減少となっています。

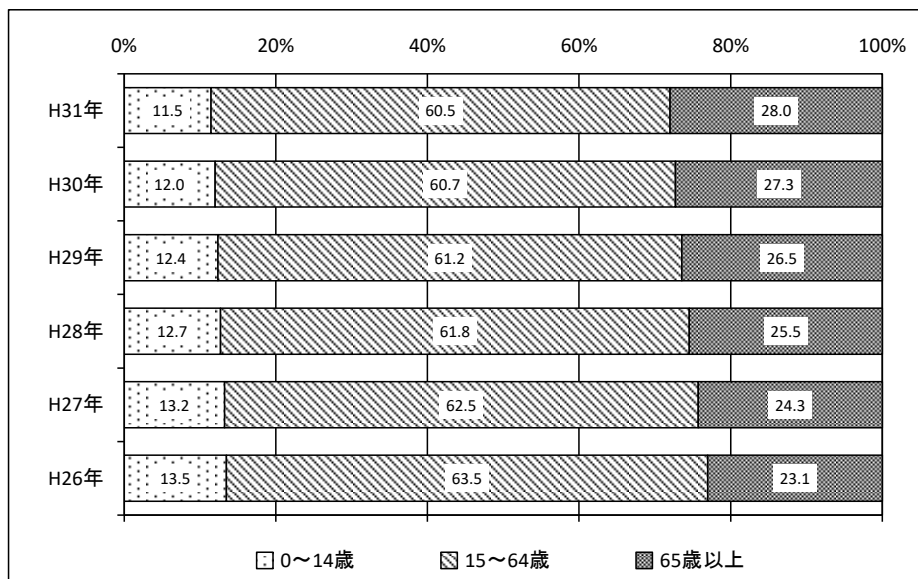
年齢区分別人口構成は、平成26年から平成31年にかけて、0～14歳の年少人口は13.5%から11.5%、15～64歳の生産年齢人口は63.5%から60.5%へと減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、23.1%から28.0%と4.9ポイント増加しています。

◇人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◇年齢区分別の人口割合

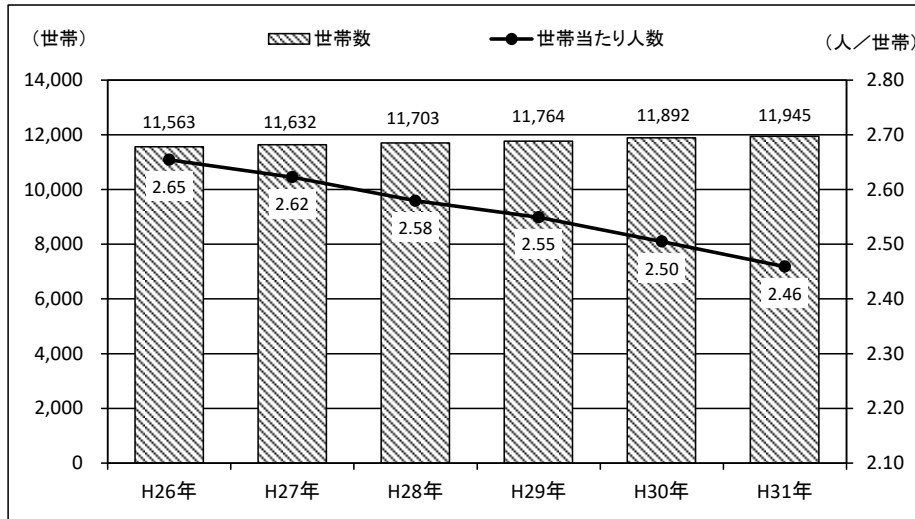


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数

近年の世帯数（住民基本台帳）は微増傾向にあり、平成 26 年の 11,563 世帯から平成 31 年には 11,945 世帯と、5 年間で 382 世帯の増加となっています。一方、1 世帯あたりの人員は減少傾向が続いており、平成 31 年は 2.46 人となっています。

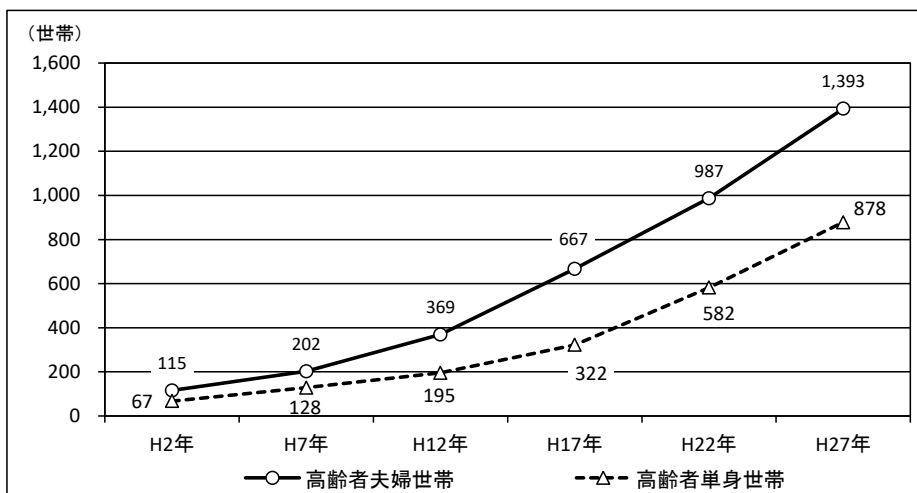
◇世帯数と 1 世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

世帯数の推移においては、高齢者世帯の増加が顕著となっています。国勢調査における高齢夫婦世帯は平成 22 年の 987 世帯から平成 27 年の 1,393 世帯へと 406 世帯の増加、高齢者単身世帯は平成 22 年の 582 世帯から平成 27 年の 878 世帯へと 296 世帯の増加となっています。

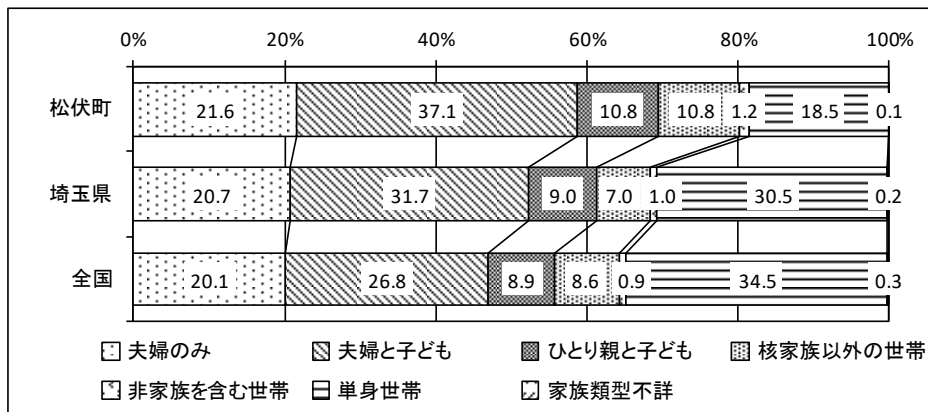
◇高齢者夫婦世帯数・高齢者単身世帯数の推移



資料：国勢調査

平成 27 年の国勢調査における一般世帯の家族類型別構成比をみると、「夫婦のみ」(21.6%) や「夫婦と子ども」(37.1%)、「ひとり親と子ども」(10.8%) の『核家族』が約 7 割 (69.5%) を占めており、埼玉県や全国を上回っています。一方、「単身世帯」は 18.5% と、埼玉県 (30.5%) や全国 (34.5%) を大きく下回っています。

◇一般世帯の構成比 (平成 27 年)



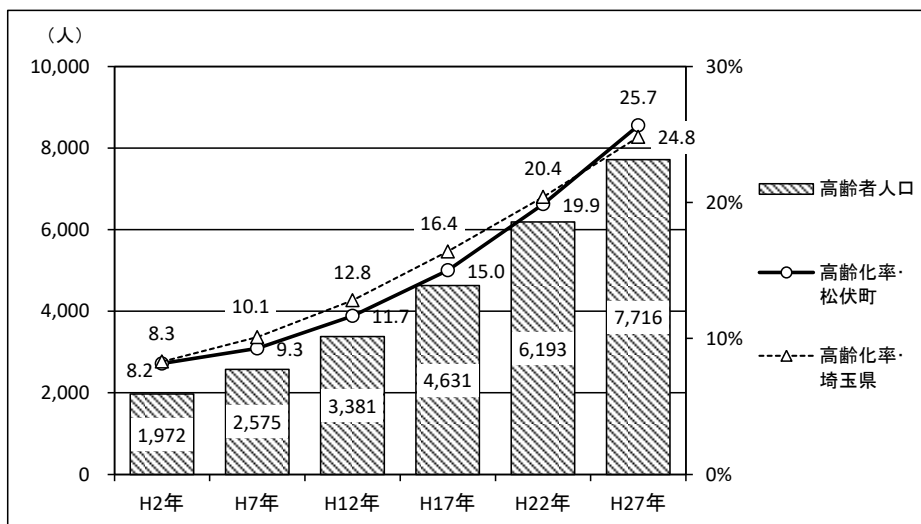
資料：国勢調査

(3) 高齢者

平成 27 年の国勢調査における 65 歳以上の高齢者は 7,716 人、高齢化率は 25.7% となっており、埼玉県 (24.8%) を上回り、年々増加傾向にあります。

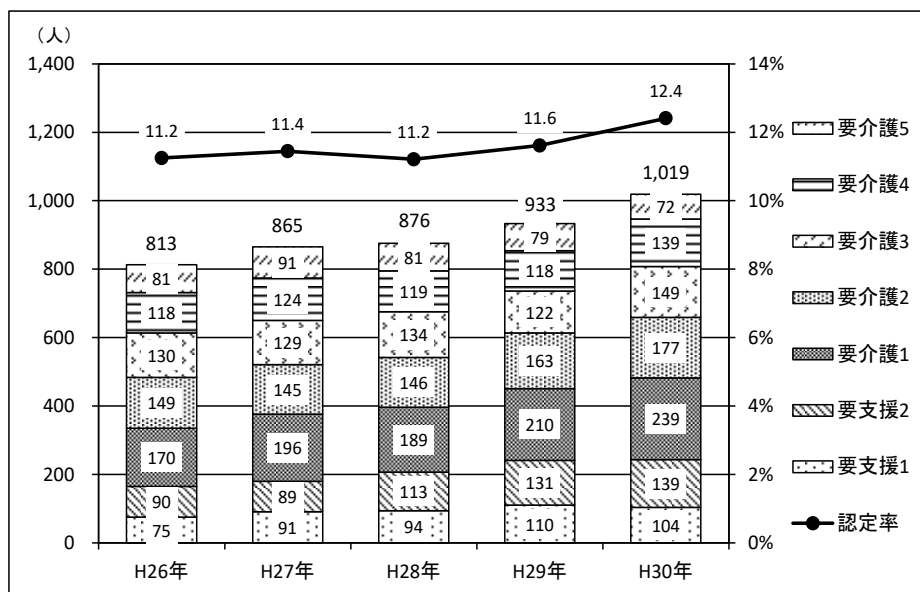
要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成 30 年は 1,019 人へと増加しています。また、認定率 (1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合) は 12.4% となっています。

◇高齢者人口と高齢化率



資料：国勢調査

◇要介護認定者数の推移



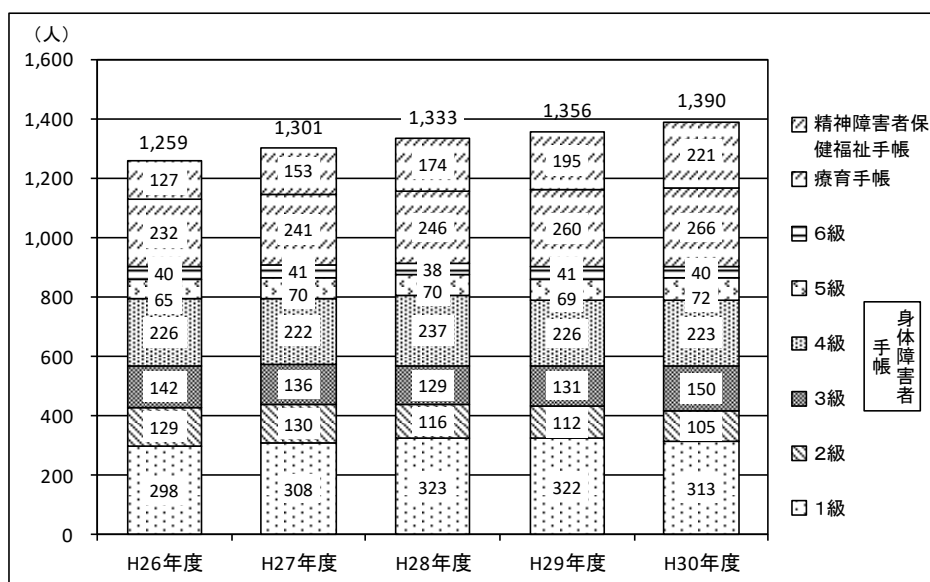
資料：介護保険事業状況報告（9月末現在）

（４）障がい者手帳所持者

手帳所持者数は、平成30年度では「身体障害者手帳」が903人、「療育手帳¹」が266人、「精神障害者保健福祉手帳」が221人となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持していても受給が可能な自立支援医療（精神通院）の受給者は、年々増加傾向にあり、平成30年度は415人となっています。

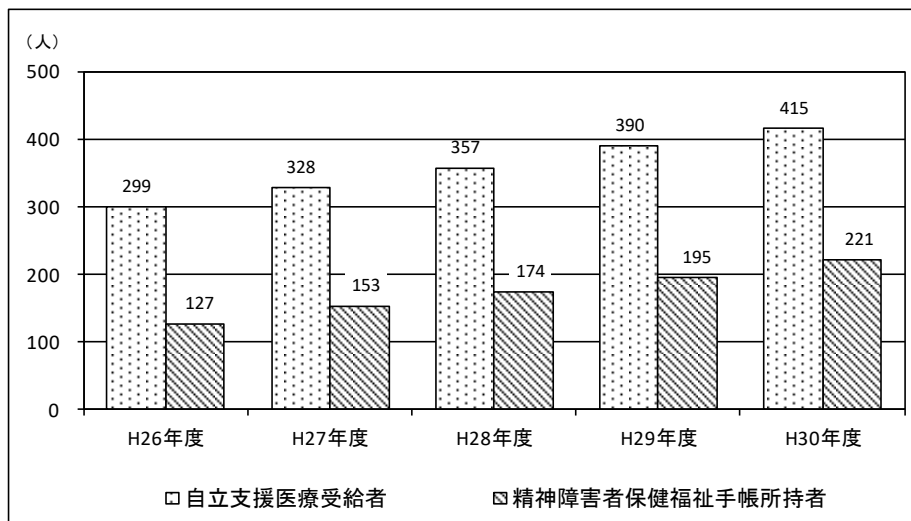
◇障がい者手帳保持者数の推移



資料：いきいき福祉課

¹ 療育手帳：知的障がいのあることを証明する障害者手帳。

◇精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者の推移



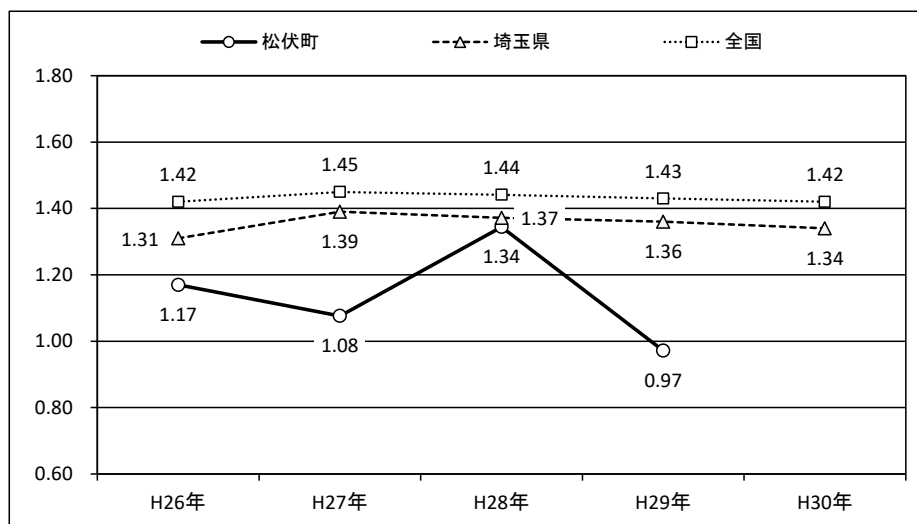
資料：いきいき福祉課

(5) 子育て

合計特殊出生率¹は、平成 29 年は 0.97 となっており、国や県を大きく下回っています。

平成 27 年の国勢調査における子どもがいる世帯の家族類型をみると、15 歳未満の子どもがいる世帯では 82.5%が核家族となっており、12 歳未満の子どもがいる世帯では 83.9%、6 歳未満の子どもがいる世帯では 85.0%と、子どもの年齢が低いほど核家族の比率が高くなっています。

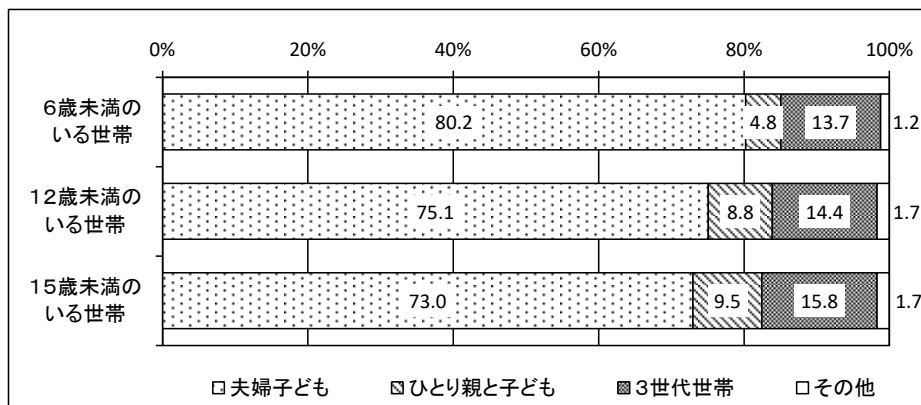
◇合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県保健医療政策課

¹ 合計特殊出生率：一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子供の数の平均。

◇子どもがいる世帯の家族類型（平成 27 年）

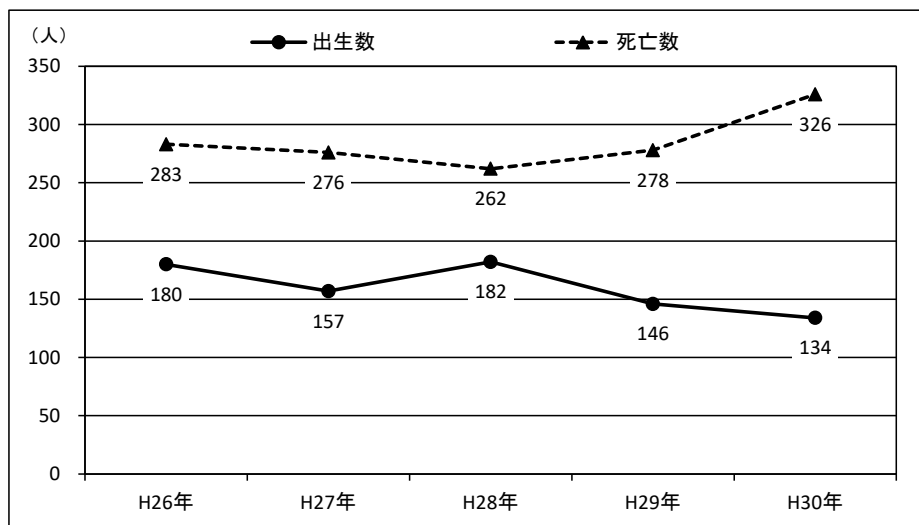


資料：国勢調査

(6) 人口動態¹

近年の人口動態をみると、自然動態²では死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成 30 年は 192 人の自然減となっています。社会動態³では、転出数が転入数を上回る社会減が続いており、平成 30 年は 222 人の社会減となっています。

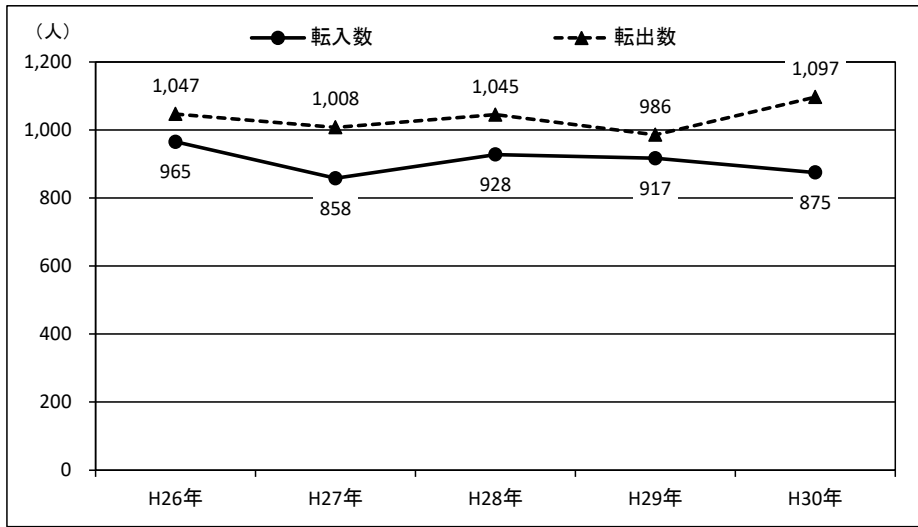
◇自然動態の推移



資料：住民基本台帳

¹ 人口動態：社会動態と自然動態を合わせた人口の動きのこと。
² 自然動態：一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。
³ 社会動態：一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動きのこと。

◇社会動態の推移

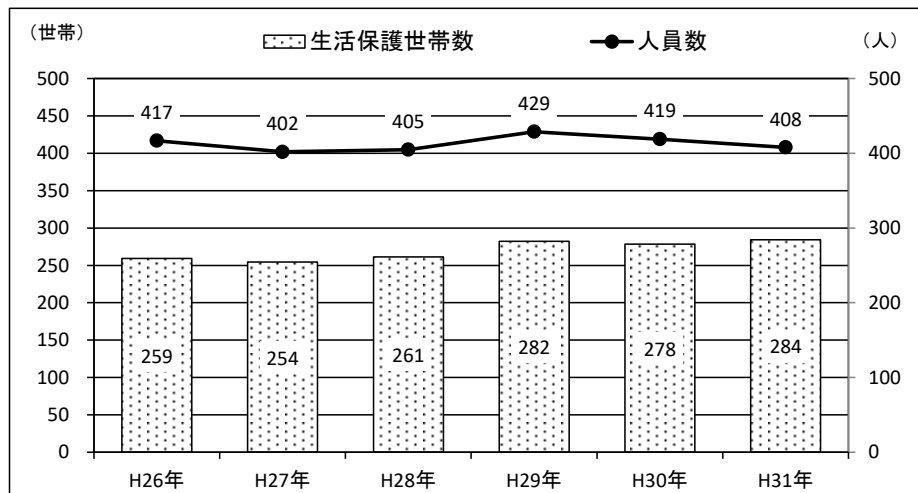


資料：住民基本台帳

(7) 生活保護¹世帯数・人数の推移

生活保護世帯は、平成 31 年は 284 世帯、408 人となっており、近年は横ばい傾向となっています。

◇生活保護の状況



資料：いきいき福祉課（各年 3 月 1 日現在）

¹ 生活保護（制度）：資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

2 地域福祉の担い手（注：各団体の定員、会員数は令和2年1月1日現在）

（1）自治会等

自治会は、町内において「自治会」、「組」、「町会」等様々な呼び方がありますが、地域で行われる様々なコミュニティ¹活動の実施主体であり、地域の様々な課題を町民自らが共同で解決していく場であるとともに、町民の最も身近な自治組織です。自治会の数は84団体で、地域ごとに「自治会連合」等の連合組織が組織されていて、その数は13団体となっています。

（2）民生委員・児童委員

民生委員は、地域において、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務とし、厚生労働大臣から委嘱され、児童委員を兼ねています。

児童委員は、児童や妊産婦の生活環境等を把握し、必要な情報の提供や相談・支援等を行います。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

松伏町民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員によって組織された団体で、民生委員・児童委員の町における定数は57人（主任児童委員3人を含む）です。

◇民生委員・児童委員の活動状況

単位：件

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談指導	332	302	283	282	404
訪問回数	3,474	3,389	2,291	4,793	5,170
連絡調整	3,698	3,253	2,683	2,325	2,441

資料：いきいき福祉課

（3）松伏町社会福祉協議会

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会は、住み慣れた町で誰もが安心して暮らしていくことができる社会の実現に向け、自治会やボランティア、民生委員・児童委員協議会等との協働のもと、「情報提供・啓発事業」、「高齢者福祉事業」、「障がい者福祉事業」、「介護保険事業」、「子育て支援事業・児童福祉事業」、「生活福祉事業」、「地域福祉振興事業」、「在宅福祉事業」、「ボランティア活動及び福祉教育事業」、「顕彰事業」等の自主事業を行うほか、埼玉県社会福祉協議会や松伏町からの受託事業や指定管理業務等、様々な活動を行っています。

¹ コミュニティ：同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗等において深く結びついている人々の集まり（社会）のこと（地域共同体）。

(4) けんこうクラブ

老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがい対策の推進組織に位置付けられています。町では「けんこうクラブ」の名称で活動し、地区の会員相互親睦を図り、地域社会の福祉増進を目的とした団体です。

町では、16団体のけんこうクラブが松伏町けんこうクラブ連合会を組織して活動しています。

(5) 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団とは、赤十字の理念に基づいたボランティア活動を実施する団体で、「青年赤十字奉仕団」、専門技術を活かして活動をする「特殊赤十字奉仕団」等のほかに、市区町村ごとに組織される「地域赤十字奉仕団」があります。

地域赤十字奉仕団のひとつである松伏町赤十字奉仕団の会員数は35人です。

◇主な取組

名 称	事業概要
活動資金募集活動	赤十字運動に賛同し支えていただける会員への参加と赤十字活動に必要な活動資金のご協力
献血推進活動	献血時における呼びかけや日本赤十字社の活動啓発

資料：いきいき福祉課

(6) 保護司会

保護司は、社会奉仕の精神をもって、明るい地域社会を作るために、法務大臣から委嘱を受けて、保護観察官と協力して犯罪者や非行少年の更生や犯罪予防等の活動を行います。

また、町内でも「社会を明るくする町民のつどい」をはじめ、社会を明るくする運動の一環として町内の商業施設において再犯、薬物乱用防止の啓発活動に努めています。

越谷地区保護司会（越谷市・三郷市・吉川市・松伏町で構成）における松伏支部の保護司は14人です。

(7) 更生保護¹女性会

更生保護女性会は、保護司を助けながら、愛の募金活動を始め、地域社会における犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や子育て支援を通じて、児童や青少年の健全な育成を助け、明るい社会づくりに貢献することを目的とする女性のボランティア団体です。

松伏町更生保護女性会の会員数は22人です。

(8) ボランティアグループ

本町では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉・子育て支援、介護予防²・健康づくり等様々な分野を対象とするボランティアグループがあり、松伏町ボランティアセンターに登録し、それぞれ奉仕の精神に基づき自主的な社会貢献活動を行っています。

◇ボランティアグループ活動状況

単位：グループ、人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動グループ数	27	28	27	23	24
活動者数	4,481	4,192	4,206	3,523	4,695

資料：社会協議福祉会 事業報告書

(9) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用安定に関する法律」に基づき、市町村の区域ごとに設置され、定年退職者等の高年齢者のライフスタイルに合わせた就業又は特別な知識、技能を必要とする就業や、ボランティア活動等を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する組織です。

公益社団法人松伏町シルバー人材センターの登録会員数は271人となっています。

(10) 食生活改善推進員

食生活改善推進員は、食生活改善推進員教育課程を修了した方で、主として松伏町食生活改善推進員協議会に加入し組織的に活動を行っており、健康づくりの基本である「食生活」を中心に、町民の健康管理に寄与することを目的にボランティア活動を進めています。

会員の高齢化に伴い、退会や休会がみられ、現在の会員は27人と、微減傾向にあります。

¹ 更生保護：犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪や非行に走らず、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、社会復帰のための援助を行うこと。

² 介護予防：高齢者が要介護状態等となることの予防や軽減、悪化の防止を目的として行うもの。

◇食生活改善推進員協議会 会員数

単位：人

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会員数	31	31	28	29	29	27

資料：すこやか子育て課

◇主な取組

名称	事業概要
4 か月児 乳幼児健診（離乳食）	離乳食の試食の補助
9 か月児 乳幼児健診（離乳食）	離乳食の試食の補助

資料：すこやか子育て課

(11) 母子愛育会

母子愛育会は、妊産婦や乳幼児を中心に健康の保持増進を図ることで、子どもが健やかに生まれ育ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる、明るく住みよい地域をつくることを目的とした住民の組織です。

少子高齢化が進み、近隣との人間関係が希薄化している現在、母子愛育会の活動はより重要視されています。しかし、個人情報保護や会員の高齢化、会員数の減少が愛育会活動に制限をかけている状況です。

現在、松伏町母子愛育会の会員数は 23 人で、松伏町保健センターを拠点に活動しています。

◇母子愛育会 会員数

単位：人

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会員数	20	20	22	21	21	23

資料：すこやか子育て課

◇母子愛育会の活動状況

単位：人、回

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
たなばた会(参加者)	39	39	25	32	42
クリスマス会(参加者)	38	45	38	41	36
絵本の紹介・事故予防啓発(4 か月児健診時)	12	12	12	12	12
親子教室(保育)	5	4	4	4	3

資料：すこやか子育て課

◇主な取組

名 称	事業概要
た な ば た 会	地域の子育て支援として、親子の交流の場を提供している（笹飾り製作、歌・手遊び、手作りおやつを提供等）
ク リ ス マ ス 会	地域の子育て支援として、親子の交流の場を提供している（手形・写真のプレゼント、リース・ツリー作り、手作りおやつを提供、サンタさんからのプレゼント等）
絵本の紹介・事故予防啓発・事業での保育協力	保健センターでの4か月健診・親子教室での実施

資料：すこやか子育て課

(12) NPO法人

松伏町には「NPO法人」が7団体あります。一般的には「NPO」とは、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称ですが、このうち「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

(13) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設であり、看護師等、社会福祉士¹、主任介護支援専門員²の3職種を配置し、地域包括ケアシステムの中核機関として位置付けられます。

現在、町内には、ふれあいセンター「かがやき」内に1か所設置されています。

(14) 子育て世代包括支援センター・地域子育て支援センター

「地域子育て支援センター」は、乳幼児とその保護者を対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を実施する拠点施設です。現在、町内には「松伏町地域子育て支援センター」及び「北部地域子育て支援センター」の2か所設置されています。

また、令和元年度より保健センターに「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が行われています。

¹ 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法を用い、医療・福祉・教育・行政機関等にて日常生活を営むのに問題がある人からの相談に対して助言や指導、援助を行なう専門職である。

² 介護支援専門員：介護支援専門員は、介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。介護保険法に基づく名称は介護支援専門員であるが、ケアマネジャーとも呼称される。

(15) 障害者相談支援事業所

障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的に設置しています。

松伏町では、平成30年4月より、松伏町障がい者相談支援センターを「社会福祉法人彩凜会」に委託しています。

また、障害福祉サービスや障害児通所支援の円滑な利用を図るためのサービス等利用計画の作成をするため、「松伏相談支援センター・愛生」、「相談支援事業所・はなまる」の2か所を指定しています。

3 地域活動団体の意向の把握

地域活動についての状況を把握するため、地域活動団体の代表者等に聞き取りやアンケートにより活動に関する意向等を伺いました。

「活動をする上で困っていることや不便に感じる事」及び「松伏町を暮らしやすく住んで楽しい町にするためには、どうすればよいと思うか」の2点について、意見等を以下のとおり整理いたしました。

(1) 活動をする上で困っていることや不便に感じる事

○高齢化等による人員不足

各団体が活動する上での大きな課題として、「人員不足」が最も多くあげられています。「高齢となり退会者が多い」、「新たに入る人が少ない」、「若い会員を増やしていきたい」等の意見が寄せられており、多くの活動団体に共通する課題となっています。

(自治会等、けんこうクラブ、赤十字奉仕団、更生保護女性会、食生活改善推進員等)

○活動内容について

「会の活動を理解してもらうのが難しい」、「いろいろ企画しても人が集まらない」、「時代に合ったイベント等を行う必要がある」等活動に関する意見が寄せられています。活動内容に対する問題意識として、活動の意義の周知の方法や、周知を図るためにもより多くの人が集まるための工夫等に課題を感じている状況がうかがえます。

(自治会等、更生保護女性会、食生活改善推進員、母子愛育会等)

○その他

「災害時の避難」(避難が困難な方の支援には近所の方の関りが必要等)や、「生活困窮者」(困っているように見えても話しかけにくい)、「移動・公共交通」(免許返納等による移動手段の確保)、「複合課題への対応」(一つの家庭で複数の問題があり、個別性も高い)等の意見があげられています。

(民生委員・児童委員、けんこうクラブ、松伏町地域障がい児者支援協議会等)

(2) 松伏町を暮らしやすく住んで楽しい町にするためには、どうすればよいと思うか

松伏町を暮らしやすく住んで楽しい町にするためには、どうすればよいと思うかについては、以下のとおり「人材の確保・育成」や「地域活動・地域交流の育成・支援」、「相談体制の充実」等が多くあげられています。

◇人材の確保・育成 (民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、松伏町地域障がい児者支援協議会等)

◇地域活動・地域交流の育成・支援 (民生委員・児童委員、更生保護女性会、食生活改善推進員、母子愛育会等)

◇相談体制の充実 (民生委員・児童委員、松伏町地域障がい児者支援協議会等)

◇その他：福祉等に対する意識の啓発、自治会への参加等

4 第1期計画における取組の概要

第1期計画における各施策の主な取組状況（概要）を以下のとおり整理いたします。

【基本目標1 参画する地域づくり】

施策	取組	取組の概要
1 意識啓発の推進	(1) 普及啓発の推進	年間7回、「広報まつぶし」に民生委員・児童委員の活動や役割等を紹介する「小鳩だより」を掲載し、民生委員・児童委員の理解を求めています。また、「まつぶし町民まつり」において、松伏町赤十字奉仕団による福祉模擬コーナーを開設し福祉の啓発を行っています。
	(2) 福祉教育の推進	福祉協力校に指定された町内の小・中・高校が行う車いす体験や点字学習等の福祉教育の実施にあたり、要請に応じて活動を支援する松伏町社会福祉協議会に対し、町は活動費の一部を補助しています。
	(3) 寄付・募金文化の醸成	自治会を通じた寄付・募金活動が大きな比重を占めています。自治会解散等による寄付等の減少が見込まれることから、自治会未加入者への啓発を見直す必要があります。
2 人材の確保・育成	(1) 人材の確保・育成	食生活改善推進員養成講座の開催等、人材の確保・育成に取り組んでいます。しかし、希望者が少なく開催を休止する養成講座もある等、民生委員・児童委員や自治会役員等地域福祉を担う人材の育成は大きな課題となっています。
3 活動団体の育成	(1) 活動団体への支援強化	公共施設の使用料の減額、研修や活動に対する補助金交付、団体事務局として活動を支援等、さまざまな係わりにより、各種団体や松伏町社会福祉協議会等の活動を支援し、活発化を推進しています。
	(2) 活動団体の活性化	自治会の地域活動に対する「松伏町住民活動補償制度」や、障がい者等に対する「公共施設使用料の減免」等により活動を支援しています。また、「広報まつぶし」において「サークル・団体の催し・募集」コーナーを設けており、情報発信により活動・活性化の支援を行っています。
	(3) 活動団体のネットワーク化	ボランティアリーダー会議やボランティアのための研修会等、松伏町社会福祉協議会が行うボランティア団体の連携強化等の取組に対して、町は一部補助金を交付することにより支援を行っています。
	(4) NPO法人やシルバー人材センターへの支援と連携	シルバー人材センターに補助金を交付して活動を支援しています。NPO法人に対しては、一部業務の委託等連携を図り活動を支援しています。

【基本目標 2 支え合う地域づくり】

施策	取組	取組の概要
1 コミュニティの増進	(1) コミュニティ活動への参画の促進	自治会運営の支援として「自治会ハンドブック」の配布や転入者に対する「自治会チラシ」の配布による自治会加入の推進に取り組んでいます。
	(2) コミュニティ活動に対する支援の充実	「自治会等振興補助金（自治会運営経費）」による自治会連合会による自治会運営の支援（自治会運営経費や事務経費）や、「コミュニティ活動推進事業」による自治会等のコミュニティ活動備品や防災資機材の整備費用の助成、「松伏町コミュニティ推進協議会」に対する支援を行っています。また、草刈機や放射線測定器等の貸し出し、土のう袋の無料配布等によるコミュニティ活動の支援も行っています。
	(3) コミュニティ形成に対する支援の充実	自治会加入について、毎年「広報まつぶし」にて呼びかけを行い、加入促進に努めています。
2 地域における相互支援体制の活性化	(1) 地域交流活動に対する支援の充実	自治会連合会等の自治会の連合組織が行うレクリエーション事業や文化事業等に対し、「自治会等振興補助金（自治会活動魅力アップ事業）」を交付し地域交流活動を支援しています。また、「まつぶし町民まつり」の開催や、松伏町社会福祉協議会が行う世代間交流事業の費用の一部補助等により、地域交流活動の促進を図っています。
	(2) 地域における居場所の整備促進	自治会館の維持、整備に要する費用に対する「自治会館等維持管理費補助金」の交付や、「コミュニティ助成事業」による自治会が使用する備品の整備等活動拠点に対する支援を行っています。また、自治会が公共施設（役場第二庁舎や松伏会館、中央公民館等）を利用する際は、使用料の減免を行っています。
	(3) 相互支援の仕組みづくり	民生委員・児童委員の協力を得て、一人暮らし世帯のマップ作りを行っており、相互支援に向けて困りごとや相談ごと等の把握に努めています。

【基本目標3 やさしい地域づくり】

施策	取組	取組の概要
1 充実した福祉サービスの実現	(1)生活困窮者支援の推進	松伏町社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業：あんしんサポートねっと」（埼玉県社会福祉協議会からの受託事業）等の利用に際し、その人に適したサービスが提供されるよう情報の共有・連携により支援を行っています。なお、相談内容等は多様化・複雑化するケースがあり、複合問題に対応できるワンストップ型総合相談窓口が検討課題となっています。
	(2)児童福祉の推進と子育て支援の充実	平成27～31年度を計画期間とする「松伏町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「母親並びに乳幼児の健康の確保」、「地域における子育ての支援」、「子どもの安全の確保」等の施策に取り組んできました。また、松伏町社会福祉協議会が行う「図書券配付事業」における情報共有・連携や、民生委員・児童委員協議会、母子愛育会が行う事業において、児童福祉・子育て支援の充実に向けた取組を支援しています。
	(3)障がい者福祉の推進	「第3次障がい者計画」（平成27～令和2年度）や「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画（平成31～令和2年度）の各計画に基づき「在宅重度心身障害者手当」の支給等経済的支援や、「障がい福祉サービス」、「障がい児通所支援」、「相談支援」等に取り組んできました。また、松伏町社会福祉協議会が実施する視覚障がい者のための「朗読テープ配布事業」への支援（費用負担）も行っています。
	(4)高齢者福祉の推進	高齢者の在宅での生活を支援するため介護保険サービスとともに、高齢者軽度生活支援サービスや訪問理美容サービスの実施、敬老祝金の支給等を行っています。
	(5)介護者支援の充実	在宅で生活する介護が必要な障がい者や高齢者について、障がい者福祉及び介護保険事業による訪問系サービスの提供により、家族・介護者を支援しています。 また、松伏町社会福祉協議会が実施する「紙おむつ配布事業」（障がい者・高齢者）や「福祉機器貸出事業」への支援（一部費用負担）も行っています。
	(6)健康づくりの推進	町民まつりにおける健康展を通して、食生活改善推進員が「食の健康」の普及に取り組んでいます。
2 ニーズを適切なサービスにつなげるための環境整備	(1)権利擁護事業等の推進	地域包括支援センターにおける権利擁護業務や障がい者に対する相談支援として「成年後見制度利用支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」、松伏町社会福祉協議会が実施する「あんしんサポートねっと事業」等により、判断能力が十分ではない方の権利を擁護し、安心して生活が送れるよう支援しています。

	<p>(2)相談窓口等の相談・支援体制の充実</p>	<p>地域包括支援センターや障がい者相談支援センター事業（平成30年4月から毎週水曜日に相談窓口を開設）、子育て世代包括支援センター（令和元年度開設）は、それぞれ高齢者・障害者・子育ての相談機関として専門的な立場から相談に対応しています。各分野を超えた複合課題にも連携を図りながら対応していますが、早期に適切に対応していくために複合課題の対応する能力を向上させることが必要であり、ワンストップ型総合相談窓口等の検討が求められています。</p>
	<p>(3)民生委員・児童委員への支援の充実</p>	<p>地域の身近な相談員として民生委員・児童委員が活動できるよう必要な情報を提供するとともに、定例会議等により情報の共有と課題解決に向けた取組の協議等を行っています。</p>
	<p>(4)関係者の連携調整体制構築</p>	<p>子どもや障がい者（児）を対象とする要保護児童対策地域協議会や障がい者自立支援協議会の開催や、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの構築及び地域ケア会議の開催等、課題解決に向け関係者の連携・調整による支援に取り組んでいます。</p>
<p>3 安心して暮らし続けられる地域づくり</p>	<p>(1)孤立防止対策の推進</p>	<p>民生委員・児童委員の協力を得て、一人暮らし高齢者等を訪問し安否確認や相談等を行っている他、災害時要援護者台帳を作成し、消防や警察・民生委員等が情報を共有できるシステムづくりの推進に取り組んでいます。また、災害時の情報収集・共有化のために防災無線の整備や平成27年4月から災害時等緊急時に聴覚障害者が通報できるFAX119、Net119システムの導入を図っています。</p>
	<p>(2)明るく健全な地域づくり</p>	<p>毎年7月第二土曜日に各小中学校や自治会関係者、保護司、更生保護女性会員、民生委員等の参加のもと「社会を明るくする町民のつどい」を開催し、青少年健全育成の趣旨を周知し、非行化防止に努めています。また、地域防犯推進委員が行うパトロール活動等の支援を行っています。</p>
	<p>(3)安全・安心なまちづくり</p>	<p>自主防災組織の設立時に防災倉庫と資機材の一括貸与、自主防災活動に対する補助金の交付による防災活動の支援を行っています。また、松伏町社会福祉協議会と民生委員・児童委員が共同で実施する危険看板設置事業や福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化等により、安全・安心なまちづくりに努めています。</p>

5 地域福祉をめぐる本町の状況

○地域福祉の担い手の確保・育成

自治会や民生委員・児童委員、食生活改善推進員等、地域で活動する団体の多くで「人員不足」や「人材育成」が活動する上での問題や課題として取り上げられており、地域福祉活動の「担い手不足」は深刻な課題となっています。

国が示す「我が事・丸ごと」の地域づくりの考えを踏まえ、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりが求められます。

○地域における近隣関係の希薄化

自治会解散等近隣関係が希薄化する中、人口の減少や核家族化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、ひきこもり等社会から孤立する人が増えることが懸念されます。

また、令和元年10月の台風19号は、本町においても警戒レベル4避難勧告が発令される等、関東・東北の広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。このような災害発生時における、「要支援者」、「要配慮者」の避難においては、近隣関係の親密度の大切さを再認識させられます。

地域福祉を推進するにあたり、近隣関係は地域活動の基本となるものであり、良好な近隣関係の構築が不可欠です。

○複雑化する地域課題

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等を背景に、地域が抱える問題や課題は多様化・複雑化しています。80代の高齢の親が50代の子どもの生活を支える「8050」問題¹や、子育てと介護が同時に発生する「ダブルケア」問題²等、複雑な課題を抱える世帯が増えており、各種支援の拡充とともに、関係機関との連携や人材育成等多様化・複雑化する課題への対応が求められます。

○地域包括ケアシステムの拡充

多様化・複雑化する地域課題に対応していくために、相談窓口の一体化（ワンストップ窓口）について検討するとともに、福祉以外の分野や制度の狭間の課題や各分野を横断する課題等、様々な相談内容に適切に対応できるよう、多様な機関との協働・連携を図る「地域包括ケアシステム」を拡充していくことが求められます。

¹ 8050（ハチマルゴーマル）問題：主に50代のひきこもりの子どもを80代の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

² ダブルケア問題：育児と介護の両方の負担をひとりで抱えること。

第3章 施策体系

1 将来像

地域福祉をめぐる本町の将来像については、第1期計画を踏襲し、次のように定めます。

みんなで参画し お互いに支え合う 誰にでもやさしいまち

2 基本目標

将来像を実現するために、次の基本目標を定め、基本施策を展開します。

基本目標1 参画する地域づくり

地域住民が地域の問題や課題に気づき、自分のこととして解決することが（“我が事”“丸ごと”）、これからの地域福祉に求められます。住民の地域福祉に関する理解・関心を高め、地域福祉を支える人づくりを支援し、活動を活発化していくことができる、誰もが参画する地域づくりを推進します。

基本目標2 支え合う地域づくり

地域のつながりが希薄化する中で高齢者のみ世帯や単身世帯が増加しており、引きこもり等社会的に孤立した人が増えることが懸念されます。声かけ・あいさつ運動等をきっかけに改めて近隣の結びつきを強化し、助け合い・支え合う地域づくりを推進します。

基本目標3 安心する地域づくり

子どもや高齢者を巻き込んだ事故や事件が社会問題となり、また、台風19号等の自然災害が近年頻発しているように思われます。交通安全施設等の整備とともに、見守り・パトロールや災害時要援護者対策等、地域の関りによる安心して暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標4 包括的な地域づくり

複雑化・高度化している地域福祉における問題・課題に対応するため、高齢者や障がい者、子ども等の各福祉分野を超えた横断的な、全世代型の多機関協働による包括的支援体制の地域づくりに取り組みます。

3 施策体系

将来像：みんなで参画し お互いに支え合う 誰にでもやさしいまち

	基本目標	基本施策
基本目標 1 参画する地域づくり	1 意識啓発の推進	○普及啓発の推進 ○寄付・募金文化の醸成
	2 人材の確保・育成	○人材の確保・育成 ○福祉教育の推進
	3 活動団体の育成	○活動団体への支援強化 ○活動団体の活性化 ○シルバー人材センターやNPO法人の活動の推進
基本目標 2 支え合う地域づくり	1 コミュニティの増進	○コミュニティ活動への参画の促進 ○コミュニティ活動に対する支援の充実 ○コミュニティ形成に対する支援の充実
	2 地域における相互支援体制の活性化	○地域交流活動に対する支援の充実 ○地域における居場所の整備促進 ○相互支援の仕組みづくり
基本目標 3 安心する地域づくり	1 充実した福祉サービスの実現	○高齢者・障がい者・子育て支援等福祉サービスの充実 ○健康づくりの推進 ○生活困窮者支援の推進
	2 安心して暮らし続けられる地域づくり	○孤立防止対策の推進 ○明るく健全な地域づくり ○安全・安心なまちづくり
基本目標 4 包括的な地域づくり	1 包括的支援体制の拡充	○ワンストップ型総合相談窓口の設置検討 ○多機関の協働による包括的支援体制整備
	2 権利擁護体制の充実	○権利擁護・成年後見制度の周知と利用促進 ○関係機関との連携強化

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 参画する地域づくり

1 意識啓発の推進

少子高齢・人口減少社会、核家族化や高齢者世帯の増加、女性の社会進出等、地域を取り巻く社会の変化とともに、地域における問題・課題は多様化・複雑化しています。これらに対応していくには、従来の“制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す”ことが必要とされています。

『我が事』、『丸ごと』として捉えるためには、町民が地域福祉を理解し、主体的に参画しようとする意識が大切であり、各種広報啓発活動等に取り組み、地域福祉の普及啓発を推進していきます。

○普及啓発の推進

- ・認知症や障がい等を正しく理解するために、広報等による正しい知識の啓発に努めます。
- ・広報まつぶしの連載「小鳩だより」における民生委員・児童委員協議会の活動をはじめ、地域福祉に関する活動団体の取組を広報や町ホームページに掲載し、地域福祉の普及啓発に努めます。
- ・「まつぶし町民まつり」における松伏町赤十字奉仕団の福祉模擬コーナー開設等、福祉の啓発に努めます。

○寄付・募金文化の醸成

- ・日本赤十字社の社資や義援金募集、赤い羽根共同募金の募金運動、更生保護女性会が行う愛の募金等、その目的の周知や募集活動を通じて地域福祉の意識を醸成します。
- ・自治会解散等により社資等の減少が予想されることから、自治会未加入者への啓発等を検討していきます。

町民や地域に期待すること

- ・日頃より、広報まつぶしや町のホームページに目を通しましょう。
- ・地域の出来事や福祉に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。

2 人材の確保・育成

地域との関わりを持たない住民が増え、自治組織（区等）や民生委員・児童委員等地域福祉活動の担い手が少なくなっています。担い手の育成は、多くの地域、団体に切実な課題となっています。

地域の住民一人ひとりが、自分のことから地域活動に参加できるよう、地域活動における工夫ある取組を支援します。また、学校や地域、家庭のそれぞれにおける福祉教育の推進に努めます。

○人材の確保・育成

- ・食生活改善推進員等、養成講座を開催し、多様な活動に関わる人材の確保・育成に努めます。
- ・ボランティアについては、ボランティア体験機会の提供や、ボランティア活動者を対象としたボランティアスクールの開催等、松伏町社会福祉協議会の取組に対する支援を行い、ボランティア活動者の確保・育成に努めます。
- ・定年退職した元気な高齢者を地域福祉の現場に迎える工夫や、民生委員・児童委員の候補者等の発掘等、地域福祉の各分野に携わる様々な人材の確保の手法等を検討します。

○福祉教育の推進

- ・福祉協力校における車いす体験、アイマスク体験、(高齢者) 擬似体験、点字学習等松伏町社会福祉協議会の取組をはじめとする福祉教育を推進し、地域福祉等に対する理解の促進を図ります。

町民や地域に期待すること

- ・自らが地域福祉活動の担い手であることを認識し、積極的に参加しましょう。
- ・自分の知識や経験を、地域活動やボランティア活動に活かしましょう。

3 活動団体の育成

地域が抱える問題・課題は年々複雑化・多様化しています。これらの地域課題やニーズを早期に発見し、町民の生活を地域で支えていくためには、公的な福祉サービスに加えて、自治会や民生委員・児童委員、松伏町社会福祉協議会、その他地域活動団体、ボランティア団体、NPO法人等による支援が不可欠です。

しかし、地域活動団体の多くは会員等の高齢化による担い手不足や活動の困難化等課題を抱えている所が少なくありません。これら地域福祉活動団体の組織や活動等を支援することにより、地域における多様な支援の確保・推進に努めます。

○活動団体への支援強化

- ・広報まつぶしや町ホームページ等による各活動団体の役割や活動の紹介等、各団体の周知を図り活動を支援します。
- ・北部サービスセンターを通じた「けんこうクラブ」への支援、「食生活改善推進員協議会」及び「母子愛育会」、「赤十字奉仕団」等への活動資金の一部補助等、各団体の活動を支援します。
- ・本町独自の取組として進めている「ご近所さん体操」の立ち上げ支援等、地域における新たな活動に対して支援を行います。

○活動団体の活性化

- ・障がい団体等に対する公共施設の使用料の減額・免除を行います。
- ・広報まつぶしの「サークル・団体の催し・募集」コーナーや「サークルマップ」（地域で活動している団体を紹介する小冊子）において、活動団体の活動紹介や構成員募集等の情報を発信し、活動の活性化を支援します。
- ・ボランティア団体等は、ボランティアセンターを担う松伏町社会福祉協議会において、活動の紹介や斡旋、活動中の事故等の補償を提供するボランティア保険の斡旋等、ボランティア団体の活動の活性化を支援します。

○シルバー人材センターやNPO法人の活動の推進

- ・補助金の交付等により、シルバー人材センターやNPO法人等における地域福祉活動を推進します。

町民や地域に期待すること

- ・広報まつぶし等により、地域で活動する団体の理解に努めましょう。
- ・興味がある活動や、自分の経験が活かせる活動等に積極的に参加しましょう。

基本目標2 支え合う地域づくり

1 コミュニティの増進

核家族化の進行や生活スタイルの変化等を背景に、地域における近隣関係は希薄化し、地域活動等に参加していない方が少なくありません。自治会が消滅する地域も見受けられます。

災害時の避難等におけるコミュニティの大切さ等、地域活動の必要性や重要性について理解を求めるとともに、新たなコミュニティづくり、関係性づくりに対する意識の啓発を推進していきます。

○コミュニティ活動への参画の促進

- ・「自治会ハンドブック」を配布し、自治会運営を支援します。
- ・広報まつぶし町のホームページ等に、各自治会の活動情報等を掲載し、広く周知を図ることにより、町民によるコミュニティ活動への参画を促進します。

○コミュニティ活動に対する支援の充実

- ・自治会連合会等による自治会等運営を推進するため、自治会運営等に係る費用の一部を補助します（自治会等振興補助金・自治会運営事業）。
- ・自治会が行う地域活動に必要な器具（草刈機、放射線量測定器、側溝のふたを持ち上げる器具、泥土をすくい取る鋤簾（じょれん））等の貸出しや、土のう袋の無料配布、泥土の回収等、地域におけるコミュニティ活動を支援します。
- ・松伏町コミュニティ推進協議会が行う講演会や植栽活動等に際して、会場・場所の貸し出しや備品の提供等により活動を支援します。
- ・自治会等が住民活動を行った際の事故等の補償を提供する「住民活動補償制度」を導入し、その周知と参加に努めます。

○コミュニティ形成に対する支援の充実

- ・広報まつぶしに自治会加入を呼びかける記事を掲載します。
- ・転入者に対して自治会加入を案内する等、自治会連合会等と連携・協力し、自治会の加入促進に努めます。

町民や地域に期待すること

- ・日ごろから隣近所との声かけ、あいさつを行いましょう。
- ・自治会の役割等を理解し、活動に参加してみましよう。
- ・自治会等においては、行政や住宅建設・斡旋事業者等多様な関係者の協力を得ながら、工夫ある取組を行い、自治会等の運営及び加入を推進しましよう。

2 地域における相互支援体制の活性化

地域のつながりが希薄になっている中で、高齢者のみの世帯や単独世帯が増加しており、社会的に孤立した人が増えることが懸念されます。

地域の人と人がつながる交流活動を推進するとともに、交流等活動の拠点となる居場所の整備を支援し、相互支援体制を活性化に努めます。

○地域交流活動に対する支援の充実

- ・自治会連合会等により自治会等が行う魅力アップのための活動（レクリエーション事業、文化事業等）を実施するにあたり、事業費の一部を補助します（自治会等振興補助金・自治会活動魅力アップ事業）。
- ・「まつぶし町民まつり」の実施により地域間や団体間の交流を促進します。
- ・松伏町社会福祉協議会が行う、地域の児童と高齢者等が交流する「世代間交流事業」の取組を支援します。

○地域における居場所の整備促進

- ・自治会等の活動を推進するため、住民が気軽に集うことができる自治会館等の維持管理の一部を補助します（松伏町自治会館等維持管理費補助金）。
- ・「コミュニティ助成事業」（一般社団法人自治総合センター）の活用を斡旋することで、自治会館の建設や大規模な修繕、防災等資機材の整備等を支援します。
- ・自治会が利用する場合に使用料が免除される集会施設（役場第二庁舎、松伏会館、中央公民館等）の活用を促進し、コミュニティ活動の活性化を推進します。
- ・松伏町社会福祉協議会と地域の人材が連携し、既存の施設等を活用して実施する「いきいきふれあいサロン」の設置や活動を支援します。

○相互支援の仕組みづくり

- ・地域の課題を早期に発見・対応するために、地域住民による支え合いの体制づくりを支援します。

町民や地域に期待すること

- ・自治会等が行う交流活動等に参加しましょう。
- ・自治会等においては、子どもから若者、高齢者等、様々な方が参加できる活動に工夫して取り組みましょう。

基本目標3 安心する地域づくり

1 充実した福祉サービスの実現

少子高齢化の進展により高齢者の増加とともに、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が増加しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護が必要となる高齢者の増加が懸念されています。また、障がい者手帳所持者も年々増加しています。

経済的に困窮している人はその背景に失業、疾病、借金、子育て、介護、社会的孤立等の複合的で多様な生活課題を抱えており、包括的かつ早期の支援が求められています。

支援の必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各個別計画に従って福祉サービスの充実・提供に努めるとともに、多様化・複雑化する地域課題に対し、異なる専門性を持った職種の方々が協働して課題解決に取り組むことが求められます。

○高齢者・障がい者・子育て支援等福祉サービスの充実

- ・高齢者や障がい者、子どもの各分野別に定めた「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の計画を定期的に見直し、これらの計画に従って各種福祉サービスの充実を図り、提供します。
- ・利用を希望する町民が、自ら希望する福祉サービス等を選択して利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努めます。
- ・サービス提供事業者の研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。
- ・「けんこうクラブ」活動や「ご近所さん体操」、「ファミリー・サポート・センター事業」¹等、住民が主体となって取り組む活動を積極的に支援します。

○健康づくりの推進

- ・「健康まっぶし21計画」を定期的に見直し、計画に従って生活習慣病対策等町民の健康づくりの推進を図ります。
- ・親と子の料理教室や男の料理教室、生涯骨太クッキング教室、健康展におけるコーナー設置等を通じて、健康づくりを町民自ら行う取組を支援します。

○生活困窮者支援の推進

- ・民生委員・児童委員をはじめ松伏町社会福祉協議会や埼玉県（アスポート相談支援センター埼玉東部）等関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談体制の充実に努めます。
- ・生活保護制度や生活困窮者自立支援事業等、関係機関との連携により生活困窮者の生活の安定と自立に向けた相談・指導等体制の充実に努めます。

¹ ファミリー・サポート・センター事業：預かり等の援助を希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。本町では「NPO法人親子サポート ぽっぽ」に委託し運営しています。

町民や地域に期待すること

- ・高齢者や障がい者、子どもの福祉等、各種制度やサービスを正しく理解しましょう。
- ・町や事業者が発する情報の収集に努め、最適なサービスを選択しましょう。
- ・住民相互の支援活動を理解し、可能な活動に参加しましょう。

2 安心して暮らし続けられる地域づくり

地域のつながりが希薄になっている中で、高齢者のみの世帯や単独世帯が増加しており、社会的に孤立した人が増えることが懸念されます。高齢者や子ども等を巻き込んだ痛ましい事件や事故が、近年、増えているように思われます。

自然災害に目を向けると、平成23年3月の東日本大震災をはじめ、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の台風19号等、これまでにないほど自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。

安心して地域で暮らし続けることができるよう、孤立化防止や安全な地域づくり活動を推進するとともに、災害発生時の被害を最小限にするための地域防災力の強化を促進します。

○孤立防止対策の推進

- ・民生委員・児童委員の協力により一人暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や相談を行います。
- ・一人暮らし高齢者等の自宅に緊急連絡先等を掲載した「救急医療情報キット」を設置し、状況の把握、安否確認の取組を行います。
- ・「避難行動要支援者名簿」¹の作成等を通して、地域住民が主体となった見守り・孤立防止対策等の体制の整備に努めます。

○明るく健全な地域づくり

- ・自治会等が自主的に行う防犯パトロール等の実施を支援し、犯罪が起きにくい地域社会づくりを推進します。
- ・「社会を明るくする町民の集い」や「子ども110番の家」の指定・活用、「地域防犯推進委員」のパトロール活動の推進等、警察や学校、保護司、更生保護女性会員、地域等の協力を得て、子どもを犯罪から守り、非行のない明るく健全な地域づくりを推進します

¹ 避難行動要支援者名簿：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を言い、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により作成を義務付けること等が規定された。

○安全・安心なまちづくり

- ・防災倉庫と資機材の一括貸与や、防災訓練等の防災活動に対する補助金交付により、自治会等を母体とする「自主防災組織¹」の設立及び活動を支援します。
- ・高齢者や障がい者、乳幼児等災害発生時の避難等に特に支援を要する方の把握（避難行動要支援者名簿）に努めます。
- ・「避難行動要支援者名簿」をもとに、自治会や自主防災組織等と連携し、具体的な避難計画（個別計画）の作成を支援します。
- ・災害時において、情報の共有化を図る等「災害ボランティアセンター」を設置する松伏町社会福祉協議会の取組を支援します。
- ・子ども110番の家の指定・活用や、防犯ブザーの配布、パトロール活動の推進、交通安全教室の開催、通学路等の環境整備等により、子どもを犯罪や交通事故等から守り、安全の確保に努めます。
- ・公共施設のバリアフリー²化や安全に使える公園の確保等、ユニバーサルデザイン³の考えを取り入れ、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会基盤の整備に努めます。

町民や地域に期待すること

- ・一人暮らし高齢者等が孤立化しないように、声かけ等を行いましょう。
- ・自主防災組織を設立し、防災訓練等自主活動に参加しまししょう。
- ・災害時に一人で避難することが困難な方は「避難行動要支援者名簿」に登録しまししょう。
- ・「避難行動要支援者」の避難の支援について、どのようなことができるか、地域で話し合いまししょう。

¹ 自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

² バリアフリー：高齢者や障がい者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語である。

³ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

基本目標 4 包括的な地域づくり

1 包括的支援体制の拡充

少子高齢化や人口減少社会の進行、核家族化や高齢者のみ世帯の増加、近隣関係の希薄化等、地域の状況は大きく変化しています。また、80代の高齢の親が50代の子供の生活を支える「8050」問題や、子育てと介護が同時に発生する「ダブルケア」問題等、複雑な課題を抱える世帯が増えており、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

これまで福祉サービスにおける相談体制は、高齢者は「地域包括支援センター」が、障がい者は「障害者相談支援事業所」が、子どもは「子育て世代包括支援センター」や「地域子育て支援センター」が、それぞれ中心になって取り組んできましたが、問題の複雑化により1か所では対応できないケースも生じてきています。

分野ごとに相談窓口を変えることなく、様々な課題・相談に適切かつ早期に対応できる相談体制について検討・実施します。また、高齢者や障がい者、子ども等の各施策・事業を総合的かつ包括的に推進していくことが必要となり、様々な主体・機関が協力・連携して問題・課題に取り組んでいきます。

○ワンストップ型総合相談窓口の設置検討

- ・複合課題にも対応できるよう、各福祉分野に精通した専門職員を配置する等、1か所ですべての相談に応じることができる相談体制（ワンストップ型総合相談窓口）について検討・実施します。
- ・「地域包括支援センター」や「障害者相談支援事業所」、「子育て世代包括支援センター」、「地域子育て支援センター」等は、各分野の相談窓口として引き続き機能を果たすとともに、適切な情報の発信に努めます。
- ・これまで実施してきた「心配ごと相談」や「発育発達相談」、「栄養相談」、「こころの相談」等については、継続して実施に努めます。

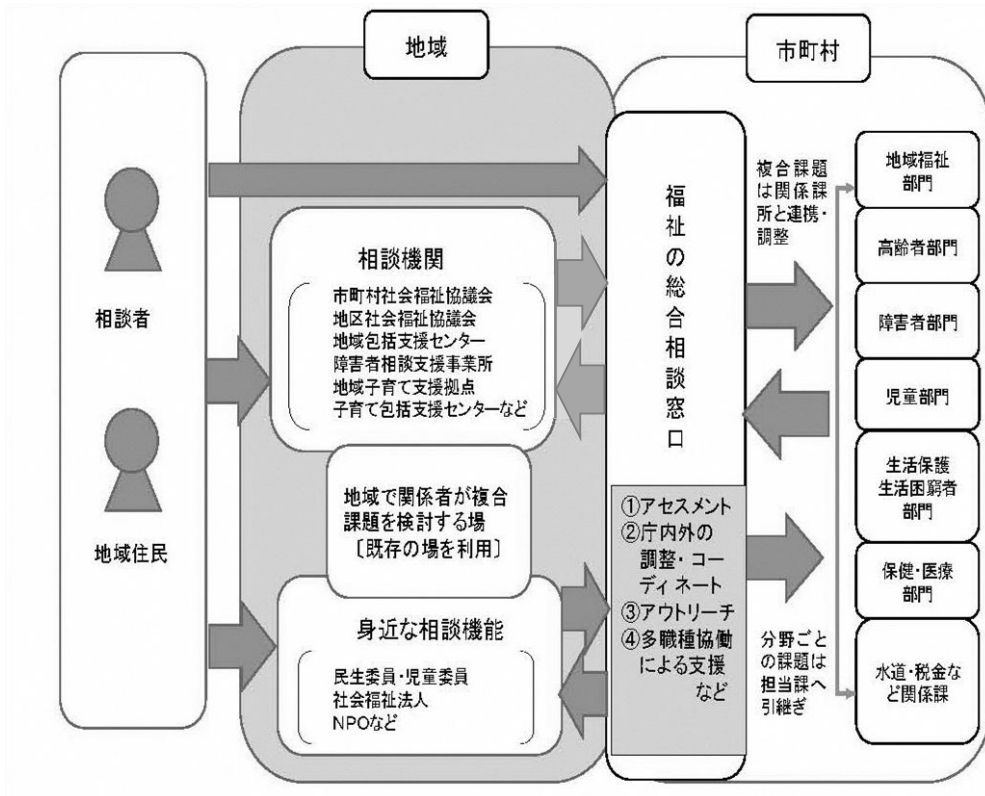
○多機関の協働による包括的支援体制整備

- ・地域包括ケア会議や障がい者等自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の関係者が協働して包括的に協議を行う、多機関協働による地域包括支援体制を確立に努めます。
- ・総合的な相談窓口の設置により、迅速な判断された課題に対し、多機関協働による包括的支援体制における協議のもと、的確に支援等を行います。

町民や地域に期待すること

- ・地域や福祉に関する最新の情報を入手し、正しい知識を身に付けるようにしましょう。
- ・福祉サービスの利用等わからないことは、町や松伏町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。

◇ワンストップ型総合相談窓口・イメージ



資料：第5期埼玉県地域福祉支援計画

2 権利擁護¹体制の充実

認知症や障がいを持った人も含めすべての人が、その人らしく住み慣れた地域で生活し続けるためには、判断能力が十分でない方が不利益を被ることなく安心して暮らすことができる権利擁護に関する体制づくりが必要不可欠です。

町民の権利擁護に関する理解を深めるとともに、関係機関との連携により、権利擁護の推進による適切な支援に努めます。

○権利擁護・成年後見制度²の周知と利用促進

- ・すべての人が、その人らしく生きることができるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業等の周知に努めます。
- ・高齢者や障がい者等の権利を守るため、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく中核機関や協議会の設置について検討します。

¹ 権利擁護：自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的・精神障がい者に対して、人権をはじめとするさまざまな権利を保護し、本人に代わってその財産を適切に管理する等生活上の重要な場面でサポートすること。

² 成年後見制度：認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う制度。

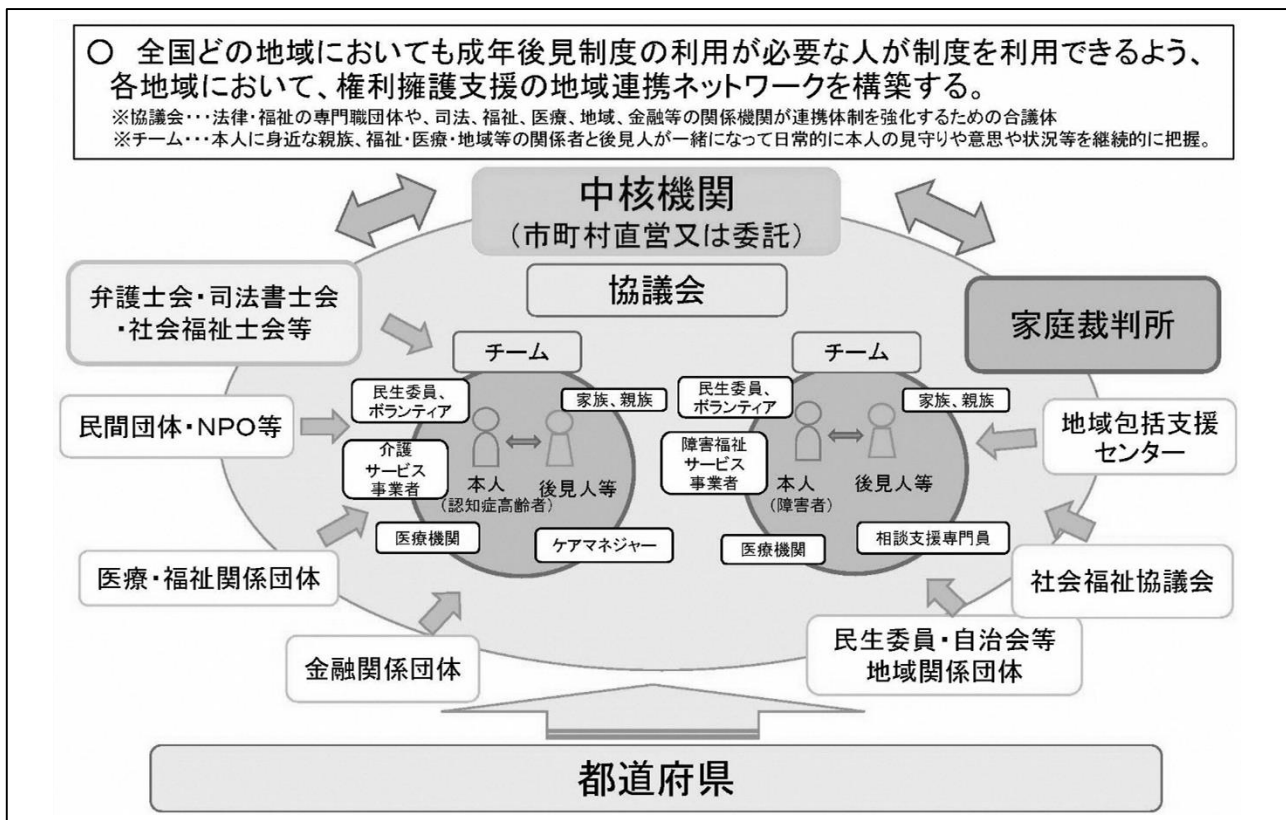
○関係機関との連携強化

- ・福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、高齢者や障がい者の日常生活を支援する「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」の実施にあたっては、埼玉県社会福祉協議会及び松伏町社会福祉協議会との連携を強化し適切な利用に努めます。
- ・高齢者や障がい者、児童等の虐待にあたっては、地域や民生委員・児童委員の見守り等関係者の協力・連携により早期発見と防止に努め、関係機関に報告する等迅速な対応を図ります。

町民や地域に期待すること

- ・一人ひとりが人権を尊重し、すべての人に思いやりを持って接しましょう。
- ・成年後見制度についての正しい知識を身に付け、適切に利用しましょう。
- ・虐待の疑いを見つけたら、すぐ関係機関に連絡しましょう。

◇権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関・イメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ（概要）より

第5章 計画の進行管理

1 計画・事業の周知

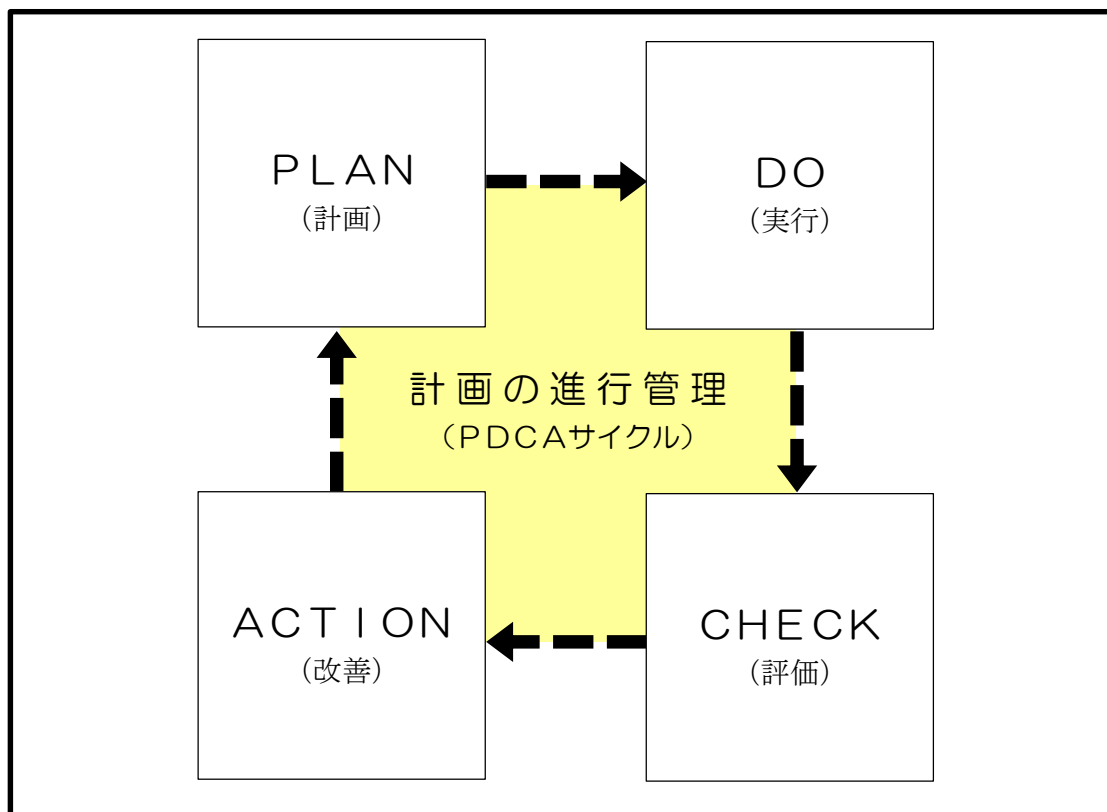
地域福祉計画は、町民と事業者、地域福祉に関わる活動団体、松伏町社会福祉協議会及び行政が互いに連携し、それぞれの役割を認識しながら、それぞれが活動していくことにより、将来像「みんなで参画し お互いに支え合う 誰にでもやさしいまち」を目指すものです。

そのため、本計画や各種事業について、ホームページや広報紙等様々な媒体を活用して、広く住民に伝え周知を図ります。

2 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、各事業の所管課が事業の進捗状況等を点検・評価します。この評価結果については、いきいき福祉課を中心に構成する全庁的な検討組織に報告するとともに、必要な改善策について協議し、計画の見直しを行い、事業の進行を管理します。

なお本計画は、計画期間においても、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。上記の状況等については、町ホームページ等において公表します。



資料編

1 松伏町の健康・福祉サービス（令和2年度事業・予定）

（1）高齢者福祉サービス

サービス等の名称	サービスの内容
地域包括支援センター （ふれあいセンター1階）	町の委託を受けた相談・援助機関です。介護に関する相談や悩みのほか、福祉や医療、その他いろいろなことの相談が可能です。
緊急時通報システム貸与サービス	急病等の緊急時に、センターを通して消防署に通報ができる通報装置を一人暮らし等の高齢者の方に貸与します。 対象 慢性疾患等により緊急時に不安を抱えている方で次のいずれかに該当する方 ○おおむね65歳以上の一人暮らしの方 ○身体障害の程度が1級～3級までの一人暮らしの方 費用 無料
高齢者家族介護用品購入費助成制度	在宅でねたきりや認知症の高齢者の方を抱える家族に対し、介護に必要な紙おむつ、防水シート、ドライシャンプー、清拭剤等の購入費を助成します。 対象 在宅で要介護4・5に該当し、かつ世帯全員が非課税の方 費用 月額 6,300円限度
高齢者軽度生活支援サービス	炊事・洗濯・掃除等、日常生活を支援するために、ホームヘルパーを派遣します。 対象 介護保険認定外の高齢者の方（高齢者世帯に属し、おおむね65歳以上）で、生活支援を必要としている方 費用 2時間 380円
高齢者等配食サービス	65歳以上の一人暮らし、夫婦、親子の高齢者世帯の方を対象に、栄養バランスのとれた昼食の配達及び安否確認を行います。 対象 ○65歳以上の一人暮らしの方 ○65歳以上の高齢者世帯に属する方 費用 一食につき 300円を町が補助
訪問理美容サービス	理容所又は美容所に出向くことが困難な高齢者の方に、理容師又は美容師が自宅まで訪問し理美容を行います。 対象 ○松伏町内に住所を有し、居宅において生活している方 ○介護保険制度の要介護4・5と認定されている方 ○介護保険料等の滞納がない方 費用 訪問した理容所及び美容所に対して、訪問料を町が負担します。

サービス等の名称	サービスの内容
ふれあいデイサービス	<p>ふれあいセンター「かがやき」において、生活指導、趣味生きがい活動、日常動作訓練、健康チェック等、介護予防と健康保持、交流を目的にデイサービス事業を行っています。(利用者の送迎あり)</p> <p>対象 介護保険における要介護または要支援の認定を受けていない方 (申請中の方は除く)</p> <p>費用 1日350円(別途、昼食代の負担あり)</p>
短期入所在宅介護者支援サービス	<p>介護者のリフレッシュや冠婚葬祭等で一時的に介護が出来ない場合に、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設に、7日を限度として短期入所ができます。</p> <p>対象 介護保険認定外の高齢者の方で、一時的に介護を必要としている高齢者</p> <p>費用 1日 800円</p>
高齢者タクシー・バス利用券	<p>高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券を交付します。</p> <p>対象 令和元年度中に75歳以上となる一人暮らしの方及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方のうち、心身障害者福祉タクシー券を交付されていない方。</p> <p>交付内容 タクシー：一人年間12枚(1枚500円×12枚) バス：一人年間24枚(1枚200円×24枚)</p>
敬老祝金支給制度	<p>敬老と長寿を祝い、満88歳、満99歳の方に祝金を支給します。</p> <p>支給額 満88歳 10,000円 満99歳 30,000円</p>
紙おむつ支給サービス	<p>在宅で介護を受けている方に、紙おむつを支給します。</p> <p>対象 松伏町社会福祉協議会の会員で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅で要介護3以上の方 ○身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方 <p>費用 無料</p>
福祉機器貸し出しサービス	<p>対象 松伏町社会福祉協議会の会員(車椅子の利用は介護保険優先)</p> <p>貸出し機器・費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト付きワゴン車：5kmごと100円、50km以上ガソリン満タンで返却 ・車椅子：1か月以内100円、1ヶ月超300円 ・松葉杖：月300円 <p>※車椅子及び松葉杖の利用期間は6ヶ月以内</p>

サービス等の名称	サービスの内容
救急医療情報キット	<p>「かかり付け医療機関」や「緊急時の連絡先」等の情報を専用の容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。</p> <p>対象 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしの65歳以上の方 ○75歳以上の方のみの世帯に属する方 ○その他、援護が必要と認められる世帯
北部サービスセンター出張相談（月1回）	<p>場所 北部サービスセンター</p> <p>日時 毎月第4水曜日の午後1時から3時まで</p> <p>予約は不要です。</p>

(2) 障がい者(児)福祉サービス

制 度 の 名 称		内 容
身体障害者手帳の交付		障がいの程度によって1級から6級まで区分されています。さまざまな制度を利用するために必要な手帳です。(参考:1級(重度)⇔6級(軽度))
療育手帳の交付		障がいの程度によって○A、A、B、Cまで区分されています。様々な制度を利用するために必要な手帳です。
精神障害者保健福祉手帳の交付		障がいの程度によって1～3級まで区分されています。
自立支援医療	更生医療の給付 (原則1割の自己負担)	障がいを軽くしたり、機能を回復させたりするための医療の給付(関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術等)指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要となります。
	育成医療の給付 (原則1割の自己負担)	障がいを軽くしたり、機能を回復させたりするための医療の給付指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要となります(手帳の有無は問いません)。
	精神通院医療 (原則1割の自己負担)	精神疾患の治療を続けられるように医療費の軽減を図ります。指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要となります。(手帳の有無は問いません)
医療	重度心身障がい者医療費支給制度	病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金を助成(附加給付金を除く) ※精神障害者保健福祉手帳1級による受給資格登録をした方については、精神病床への入院に係る一部負担金は助成対象外です。
	後期高齢者医療の障害認定	65歳～74歳で一定の障がいがある方が市町村長の認定を受けることで、現在加入している医療保険から脱退し、後期高齢者医療の受給対象者となります。
日常生活の改善	車いす貸出 相談窓口:松伏町社会福祉協議会	6か月を限度とし、介助者及び障がい者の日常生活を援助
		視覚障がい者(児):盲人安全つえ・義眼・矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡の購入・修理の費用を支給
		補聴覚障がい者(児):聴器の購入・修理の費用を支給
		肢体不自由者(児):義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ(1本杖を除く)・重度障害者用意思伝達装置・(以下児童のみ→)座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具の購入・修理の費用を支給

制 度 の 名 称		内 容
日常生活の改善	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部（算定基礎となる額の2/3）を助成（所得制限あり）
	重度障害者居宅改善整備	日常生活における利便を図るため、スロープ設置、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合、1件あたり36万円の範囲内で原則2/3を補助
家庭介護の充実	短期保護委託料の助成	保護者又は家族が病気・旅行・介護疲れ等により、一時的に障がい者（児）を有料で介護人に委託した場合、介護委託料の一部を助成
	訪問入浴サービス （原則1割の自己負担）	自宅訪問による入浴サービス、月3回まで
	紙おむつの支給 相談窓口：松伏町社会福祉協議会	支給枚数等は、社協の予算の定める範囲で対象者の使用状況に基づき支給（入院中の方は対象外）
	ハンディキャブ（リフト付車両）貸付事業 相談窓口：松伏町社会福祉協議会	最長5日間を限度とし、病院・施設・公共機関への送迎、レクリエーションや積極的な社会参加等の時に、リフト付車両を貸出
	緊急時通報装置 相談窓口：いきいき福祉課	一人暮らしの障がい者等の方が、急病や事故その他の理由により緊急に救急活動等を必要とする場合に、当該一人暮らしの障がい者等の方がペンダント型無線発信機及び緊急通報電話機を利用して消防本部に通報することにより、速やかな救助活動を行うものです。 利用対象者：身体障害の程度が1級～3級までのひとり暮らしの方 利用者負担：無料
行動範囲の拡大	運転免許取得費用補助	18万円を限度として必要経費の2/3を補助
	自動車改造費用の助成	自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造するための費用を、最高10万円まで助成
	福祉タクシー利用料金助成	タクシーを利用した場合、基本料金を助成 利用券は1人年間18枚発行
	駐車禁止除外 相談窓口：警察署	標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内でも他の交通の妨害にかなければ、駐車が可能
	施設の利用料・入場料	手帳の提示によって、免除・割引になる場合があります。
手当・年金等	特別児童扶養手当	〔重度障害児1人につき月額52,200円〕 〔中度障害児1人につき月額34,970円〕
	特別障害者手当	〔手当額は、月額27,350円〕
	障害児福祉手当	〔手当額は、月額14,880円〕
	経過措置による福祉手当	〔手当額は、月額14,880円〕

制 度 の 名 称		内 容
手 当 ・ 年 金 等	在宅重度心身障害者手当	[手当額は、月額5,000円] (支給月：7月・11月・3月) ※特別養護老人ホーム等、施設に入所した場合は対象外
	障害基礎年金 相談窓口：住民ほけん課	◎年金額 [1級 年額 977,125円] [2級 年額 781,700円]
	心身障害者扶養共済制度	加入者が死亡又は重度の障がい状態になった場合、障がい者に年金を支給 (1口月額2万円、2口月額4万円)、障がい者が死亡した場合は弔慰金を支給 [掛金：年齢により1口月額9,300円～23,300円]
	障害厚生年金 障害手当金 相談窓口：年金事務所	1～3級まで決められた計算式により年金が支給 初診から5年以内に被保険者であった間にかかった疾病が治り、その障がい程度が障害厚生年金に該当するまでは至らないが一定の障がいが残った場合、障害手当金が支給
	特別障害給付金 相談窓口：住民ほけん課	◎支給額 障害基礎年金1級に該当する方 月額51,650円 " 2級に該当する方 月額41,320円 ○給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。
税 の 控 除 ・ 減 免	所得税の障害者控除 相談窓口：税務署	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、 精神障害者保健福祉手帳2級・3級 [所得金額から27万円を控除] 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠・A、 精神障害者保健福祉手帳1級 [所得金額から40万円を控除]
	市町村民税・県民税の 障害者控除 相談窓口：税務課	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、 精神障害者保健福祉手帳2級・3級 [所得金額から26万円を控除] 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠・A、 精神障害者保健福祉手帳1級 [所得金額から30万円を控除] 本人の所得金額が125万円以下であるときは非課税
	相続税の障害者控除 相談窓口：税務署	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳2級・3級 [70歳に達するまでの年数に6万円を乗じた金額を相続税額から控除] 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠・A、精神障害者保健福祉手帳1級 [70歳に達するまでの年数に12万円を乗じた金額を相続税額から控除]
	贈与税の非課税 相談窓口：税務署	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠・A、 精神障害者保健福祉手帳1級 [6,000万円を限度に非課税]
	個人事業税の非課税 相談窓口：県税事務所	事業税が非課税
	自動車税・自動車取得 税・軽自動車税の減免 相談窓口：自動車税事務所 及び県税事務所(軽自動車 は税務課)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がいの程度が一定以上の方のためにもっぱら使用される自動車については、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免制度があります。

制 度 の 名 称		内 容
公 共 料 金 の 割 引	鉄道運賃の割引 相談窓口：各鉄道会社窓口	運賃が5割引、定期券は3割引（ただし、都バスおよび県内発着のバスに限ります。） 第1種身体障害者、療育手帳の所持者及び要介護の施設入所者（児）は付き添いの方も割引
	国内航空運賃の割引 相談窓口：各航空会社	年齢12歳以上の第1種身体障がい者本人の単独利用及び本人と同乗する同数の介護者に適用。 年齢12歳以上の第1種知的障がい者が介護者と共に利用する場合、本人・介護者に適用。 障害区分等により第1種以外にも適用される場合あり。 [割引率：各航空会社にお問合せください]
	タクシー運賃の割引 相談窓口：各タクシー会社	身体障害者手帳若しくは療育手帳を提示 [割引率：運賃の10%]
	有料道路の割引	料金を支払う際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、自動車登録番号、有効期限等の確認を受ける。事前の登録が必要。ETCでの利用も可。[割引率：料金の50%以内]
	NHK受信料の減免 相談窓口：NHKさいたま放送局（証明書はいきいき福祉課で発行）	[受信料が全額または半額免除]
	ふれあい案内（無料番号案内） 相談窓口：NTT各営業所	104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料
	携帯電話基本使用料等の割引 相談窓口：携帯電話会社各営業所	携帯電話会社各社により対象者、割引率、手続き等取り扱いが異なります。詳細については携帯電話会社各社にお問い合わせください。

◇障害者自立支援

①訪問系サービス

サービスの名称	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事の援助を行います。
重度訪問介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に 行います。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。
自立生活援助	生活や健康、近所づきあい等に問題がないか訪問して必要な助言等の支 援を行います。
行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
同行援護	外出時における代筆や代読等を含む移動中の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、 排泄、食事の介護等を行います。

②日中系サービス

サービスの名称	サービスの内容
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を 行います。
生活介護	昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産 活動の機会を提供します。
自立訓練（機能・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生 活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行 います。
就労継続支援（A型・B型）	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練 を行います。
就労定着支援	就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業 や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

③居住系サービス

サービスの名称	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する方を対象に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等 を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活の場で、日常生活上の援助を行います。

◇児童福祉法

サービスの名称	サービスの内容
児童発達支援	日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、必要とされる治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
福祉型・医療型 障害児入所支援	施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。

◇地域生活支援

サービスの名称	サービスの内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。 【利用者負担額：利用者等の所得に応じて決められます】
日中一時支援	施設において、日中における活動の場、見守り、一時的な訓練の提供を行います。【利用者負担額：利用者等の所得に応じて決められます】
日常生活用具給付・貸与	日常生活を容易にするための日常生活用具の給付又は貸与を行います。
相談支援	在宅生活や障がい福祉サービスの利用に必要な情報を提供します。
意思疎通支援	意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者の派遣等を行います。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するための通所施設

2 松伏町社会福祉協議会が行う町民支援事業等（令和元年度現在）

（1）高齢者福祉事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
高齢者日帰り旅行事業	65歳以上の社協会員の方を対象として、日帰りの旅行を実施します。	9月	年1回
ひとり暮らし高齢者激励事業	ひとり暮らし高齢者に地域の民生児童委員から慰問品を贈り、見守り活動を行います。	1月	年1回

（2）障がい者福祉事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
障がい者団体助成事業	障がい者団体の活動の充実と財政支援を目的に助成金を交付します。	6月頃	年1回
障がい者団体交流事業	町内の福祉団体が一同に集まり、各団体間の交流を図ることを目的に実施します。	12月頃	年1回
朗読録音テープの配布	町内の目の不自由な方を対象に、広報・議会だより・社協だより等をテープに吹き込み、希望者に郵送します。	通年	随時
障がい児者への紙おむつ配布事業	紙おむつを配布（無償）することにより、個人負担の軽減と在宅福祉を支援することを目的とし、社協会員世帯で、障害者手帳・療育手帳を取得している方を対象としています。	通年	年6回 偶数月に 配布

（3）子育て支援・児童福祉事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
危険箇所看板設置	民生・児童委員の協力を得て、通学路の交差点付近や用水路及び河川敷の危険箇所に注意看板を設置します。	通年	随時
ひとり親家庭への図書カードの配布	町内在住で、社協会員世帯のひとり親家庭を対象に、歳末福祉事業の一環として図書カードを配布します。（対象：18歳以下の就学中の児童・生徒）	12月配布	年1回
夏休み小学生体験学習事業	夏休み期間中に、小学生を対象に学習支援や体験活動を実施します。	7月から8月	計6回

(4) 生活福祉事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
福祉資金貸付事業	町内在住の低所得者に対して、臨時的な出費や収入が一時的に欠如する場合に、応急的に資金の貸付を行います。 原則として1世帯につき2万円以内。	通 年	申請に 応じ
総合支援資金 (松伏町社協へ申請・ 県社協が貸付)	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。	通 年	申請に 応じ
生活福祉資金（福祉費）（松伏町社協へ申請・ 県社協が貸付）	低所得者世帯、障がい者世帯または、高齢者世帯に対し、貸し付ける資金。	通 年	申請に 応じ
生活福祉資金（緊急小口資金）（松伏町社協へ 申請・県社協が貸付）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける少額の費用。（限度額10万円）	通 年	申請に 応じ
教育支援資金（教育支援費）（松伏町社協へ 申請・県社協が貸付）	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学、また高等専門学校に就学するために必要な経費。	通 年	申請に 応じ
教育支援資金（就学支度費）（松伏町社協へ 申請・県社協が貸付）	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学、また高等専門学校への入学に際し必要な経費。	通 年	申請に 応じ
不動産担保型生活資金（松伏町社協へ 申請・県社協が貸付）	低所得者の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金。	通 年	申請に 応じ
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 (松伏町社協へ申請・ 県社協が貸付)	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金。	通 年	申請に 応じ

(5) 在宅福祉事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
歳末大掃除事業	歳末の生活支援事業として、自らの手では清掃の困難な箇所を業者に委託して実施します(対象条件あり)。 対象者 社協だよりでお知らせします。	11月下旬～12月下旬	年1回
高齢者への紙おむつ配布事業	紙おむつを配布(無償)することにより、個人負担の軽減と在宅福祉を支援することを目的とし、社協会員世帯で松伏町の介護認定を受け、かつ要介護3以上の方を対象としています。	通年	年6回 偶数月に配布
在宅傾聴訪問活動	地域住民の孤独感・不安感の軽減や、地域福祉の推進と福祉の向上を図ることを目的として、個人宅へ訪問し、傾聴活動を実施しています。	通年	随時

(6) ボランティア活動及び福祉教育事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
ボランティアスクール	ボランティアの育成のため、ボランティアスクール等を実施します。	未定	検討中
相談業務	ボランティア登録やボランティア相談を実施します。	通年	随時
彩の国 ボランティア体験 プログラム事業	<p>ボランティア活動に興味はあるものの「どうやって始めればいいのか、どんなものがあるのかわからない」といった方々を対象にして、夏休みを中心にボランティア活動を「体験」していただく事業です。</p> <p>◎ 主な活動先と活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設において、施設内での日常業務のお手伝いや夏祭り等のイベント時のお手伝い。 ・障がい者施設において、施設内での日常業務のお手伝いや夏祭り等のイベント時のお手伝い。 ・児童館や保育所、学童クラブといった子どもが利用する施設において、日常業務のお手伝い。 ・その他、ボランティアグループ等と協働して、福祉に対する理解を深めるボランティア活動。 <p>※プログラムの内容等の詳細は、ボランティアセンターだよりにてお知らせいたします。</p>		

(7) 地域福祉振興事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
福祉機器貸出事業	社協会員等に福祉機器の貸付を行います。 (車いす・松葉杖・福祉車輜)	通 年	随 時
ふれあい・いきいきサロン	住民が主体となり、各自治会や集会所で誰もが気軽に参加できる居場所づくりを支援します。 (11サロン活動)	通 年	計画書に 応じ
	ふれあいセンターかがやき1階で、誰もが参加できるふれあいの場として喫茶サロンを開催します。 (ふれあい喫茶)	月・水 11:00 ~16:00	
	緑の丘公園で、誰もが参加できるふれあいの場として喫茶サロンを開催します。(グリーンカフェ)	火・木 10:30 ~15:30	
救急医療情報キット設置事業	緊急時に消防隊員等が本人の身体状況等を把握し、スムーズに救急搬送等の対応ができることを目的に、民生委員等の協力を得てカードを設置する。 下記世帯において、設置を希望する世帯に設置しています。 ①65歳以上のひとり暮らしの世帯 ②75歳以上の者のみで構成される世帯 ③その他、援護が必要と認められる世帯	通 年	随 時
オレンジカフェ	緑の丘公園のサークル室で、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき認知症の理解を深めることで、地域で認知症の人や家族を支えることを目的に開催します。	第3 木曜日	月1回
小地域福祉活動助成事業 ~自治会・組の活動を 応援します~	自治会単位で行う高齢者や障がい者等を対象とした小地域福祉活動を実施するための必要な経費を補助します。 ※交付額・・・各自治会・組前年度社協会費納入実績額に下記割合を上限に交付。 (加入率70%以上の自治体・組は20%、 加入率70%未満の自治会・組は15%) を限度に交付する。	通 年	申請に 応じ

(8) 松伏町からの受託事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
法律相談事業	弁護士による住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民の福祉の増進を図ります。	通 年	月 2 回
心配ごと相談事業	民生委員や学識経験者を相談員とし、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民の福祉の増進を図ります。	通 年	月 1 回

(9) 県社協からの受託事業

事業名	ねらい・内容	期日	回数
福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポート ねっと)	<p>判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者に対して、福祉サービス事業に関する相談、助言及び援助を一体的に行います。利用援助事業のサービス内容は次のとおり。</p> <p>①福祉サービス利用の手続きについての援助。 ②日常生活上、必要な事務手続等の援助 ③日常生活に必要な金銭に関する援助。 ④大切な書類の預りサービス。</p> <p>利用料金：1回1時間1, 200円 以下30分ごとに400円加算・交通費等は実費とします。</p>	通 年	随 時

※これらの事業は令和元年度現在のものです。今後中止及び変更になることもあります。

3 策定の経過

年度	開催日	内 容
令和元年度	令和2年1月17日	令和元年度第1回松伏町第2期地域福祉計画策定委員会 ・委員長及び副委員長の選出について ・松伏町第2期地域福祉計画骨子（案）について
	令和2年2月13日	令和元年度第2回松伏町第2期地域福祉計画策定委員会 ・松伏町第2期地域福祉計画（計画素案）について
	令和2年2月23日～ 令和2年3月23日	パブリックコメントの実施
	令和2年3月 （開催中止）	令和元年度第3回松伏町第2期地域福祉計画策定委員会 ・松伏町第2期地域福祉計画（案）について ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議の開催を中止し、各委員に資料を送付し、意見等を提出いただいた。

4 松伏町地域福祉計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に基づく「松伏町地域福祉計画」を策定するため、松伏町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、松伏町地域福祉計画の策定に関し、必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、地域福祉に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

5 松伏町第2期地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

構 成		策定委員	備 考
1	自 治 会	石 川 忠 夫	河原地区連合自治会長
2		戸 邊 信 夫	築比地下自治連合会長
3		石 嶋 利 夫	松葉連合自治会長
4	日赤奉仕団	牧之段 美智子	
5	商 工 会	程 田 一 夫	
6	農業協同組合	柴 田 光 善	J A役員
7	民 児 協	鈴 木 光 子	
8		明 戸 恵 子	
9	社会福祉施設	大 塚 節 子	
10	福祉団体	岡 野 繁	身障福祉会
11		大曾根 悦 子	手をつなぐ育成会長
12		菫 原 平八郎	けんこうクラブ
13	保護司会	木 田 好 枝	
14	更生保護女性会	中 川 とき子	
15	町医師会	草 場 亮 輔	